

令和4年度

# 人事委員会年次報告書

島根県人事委員会

# 目 次

I	人事委員会	1
1	委員会の権限	1
2	委員会の構成	2
3	委員会の開催状況	2
II	人事委員会事務局	9
1	組織及び職員の配置	9
(1)	組 織	9
(2)	職員の配置	9
2	事務分掌	10
3	公平委員会事務の受託団体	11
III	任用業務	12
1	競争試験	12
(1)	採用試験	12
ア	試験実施概要	14
イ	試験実施結果	20
2	選 考	25
(1)	採用選考	25
ア	適用根拠規定状況	25
イ	職種別状況	26
ウ	公開選考試験実施結果	27
IV	給与業務	30
1	職員の給与等に関する報告及び勧告	30
(1)	報 告	30
ア	職員給与等に関する報告	30
イ	人事管理に関する報告	30
ウ	勧告実施の要請	30
(2)	勧 告	45
ア	職員の給与に関する条例、県立学校の教育職員の給与に関する条例及び市町村立学校の教職員の給与等に関する条例の改正	45
イ	一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の改正	46
ウ	一般職の任期付職員の採用等に関する条例の改正	46
エ	改定の実施時期	46

2	給与の支払監理の実施状況	47
3	給与関係規則等の制定及び改正の状況	47
V	公平審査等業務	50
1	公平審査事案の処理	50
(1)	不利益処分についての審査請求の審査	50
ア	県関係	50
イ	受託団体関係	50
(2)	勤務条件に関する措置要求の審査	50
ア	県関係	50
イ	受託団体関係	50
(3)	苦情処理に関する事項	50
ア	県関係	50
イ	受託団体関係	50
(4)	公務災害補償に関する審査	51
2	職員団体等関係事務	51
(1)	職員団体の登録	51
ア	県関係	51
イ	受託団体関係	51
(2)	職員団体等の規約の認証	52
(3)	管理職員等の範囲の指定	52
ア	県関係	52
イ	受託団体関係	53
3	労働基準監督機関の職権行使	53
(1)	労働基準法別表第1による号別区分	53
(2)	ボイラー及び第一種圧力容器の検査	54
(3)	労働基準及び労働安全衛生実態調査（事業場調査）の実施状況	55
4	勤務時間、休暇等関係規則の改正等の状況	56
	(参 考)	
1	歴代人事委員会委員と在任期間（令和5年4月1日現在）	58
2	委員会の構成（令和5年4月1日現在）	60
3	事務局職員名簿（令和5年4月1日現在）	60

# I 人事委員会

## 1 委員会の権限

### (1) 行政的権限

- ア 人事行政に関する事項について調査し、人事記録の管理及び人事に関する統計報告を作成すること。
- イ 給与、勤務時間その他の勤務条件、厚生福利制度その他職員に関する制度について絶えず研究を行い、その成果を地方公共団体の長又は任命権者に提出すること。
- ウ 人事機関及び職員に関する条例の制定又は改廃に関し、地方公共団体の議会及び長に意見を申し出ること。
- エ 人事行政の運営に関し、任命権者に勧告すること。
- オ 給与、勤務時間その他の勤務条件に関し講ずべき措置について地方公共団体の議会及び長に勧告すること。
- カ 職員の競争試験、選考等に関する事務を行うこと。
- キ 職員の給与が地方公務員法及びこれに基づく条例に適合して行われることを確保するために必要な範囲において、職員に対する給与の支払いを監理すること。
- ク 職員の研修及び人事評価に関すること。
- ケ 職員の苦情を処理すること。
- コ 職員の退職管理に関すること。
- サ 法律又は条例に基づき、その権限に属せしめられた事務（給料表に関する計画の立案及び提出、職員団体の登録に関する事務、非現業職員の勤務条件に関する労働基準監督機関の職権行使等）

### (2) 準立法的権限

- 法律又は条例に基づき、その権限に属せしめられた事項に関し、人事委員会規則を制定すること。

### (3) 準司法的権限

- ア 職員の給与、勤務時間その他勤務条件に関する措置の要求を審査判定し、これに必要な措置を執ること。
- イ 職員に対する不利益な処分についての審査請求に対する裁決又は決定をすること。
- ウ 学校医等に関わる公務災害補償に関する審査の請求を審査すること。

## 2 委員会の構成

職	氏名	任期	備考
委員長	本間 恵美子	平成30年10月11日～ 令和4年10月10日	(元) 公益財団法人 しまね文化振興財団 八雲立つ風土記の丘所長
委員長職務 代理者※	丑久保 和彦	令和元年7月26日～ 令和5年7月25日	弁護士 ※R4. 10. 11から委員長
委員※	中村 光男	令和3年7月8日～ 令和7年7月7日	(元) 島根県中小企業団体中央会 専務理事 ※R4. 10. 11から委員長職務 代理者
委員	坂根 千歳	令和4年10月11日～ 令和8年10月10日	(元) 県立学校長

## 3 委員会の開催状況

回	年月日	議案
第1532回	R4.4.14	<p>付議事項</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>令和4年度島根県職員採用大学卒業程度試験の実施について</li> <li>令和4年度島根県職員採用高校卒業程度試験（A日程）及び島根県職員（資格免許職）採用試験（第1回）の実施について</li> <li>令和4年度島根県警察官（大学卒）採用試験（第2回）の実施について</li> <li>令和4年度島根県職員（獣医師）採用選考試験及び島根県職員（薬剤師）採用選考試験の実施について</li> <li>令和4年度島根県警察職員（ヘリコプター整備士）採用選考試験の実施について</li> <li>非常災害等の理由による労働時間延長及び休日労働の許可について</li> </ol> <p>協議事項</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>学校現場における意見交換会について</li> </ol> <p>報告事項</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>令和4年職種別民間給与実態調査の実施について</li> </ol> <p>その他</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>今後の人事委員会等の開催予定について</li> </ol>
第1533回	R4.6.16	<p>付議事項</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>令和4年度島根県職員採用大学卒業程度試験（行政B（面接重視型））の合格者決定について</li> <li>令和4年度島根県職員採用大学卒業程度試験（技術B）の合格者決定について</li> <li>令和4年度島根県警察官（再採用）採用選考試験の実施について</li> <li>職員の採用選考について</li> </ol>

回	年月日	議 案
		<p>その他</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 任命権者との意見交換の実施について</li> <li>2. 令和4年度県職員採用試験受験者確保対策の拡充・強化事業について</li> <li>3. 今後の人事委員会等の開催予定について</li> </ol>
第1534回	R4.7.1	<p>付議事項</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 令和4年度島根県警察官（大学卒）採用試験（第1回）の合格者決定について</li> </ol> <p>協議事項</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 島根県職員（島根創生推進枠）採用選考試験の見直しについて</li> </ol> <p>報告事項</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 令和4年度島根県職員採用大学卒業程度試験の実施状況について</li> </ol> <p>その他</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 今後の人事委員会等の開催予定について</li> </ol>
第1535回	R4.7.13	<p>付議事項</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 令和4年度島根県職員（獣医師・薬剤師）採用選考試験の合格者決定について</li> <li>2. 令和4年度島根県職員（経験者）採用試験の実施について</li> <li>3. 令和4年度島根県職員採用高校卒業程度試験（B日程）及び島根県職員（資格免許職）（第2回）採用試験の実施について</li> <li>4. 令和4年度島根県警察官（高校卒業程度）採用試験の実施について</li> <li>5. 令和4年度島根県職員（島根創生推進枠）採用選考試験の実施について</li> <li>6. 令和4年度島根県職員（船舶乗組員）採用選考試験及び島根県警察職員（警備艇乗組員）採用選考試験の実施について</li> <li>7. 令和4年度学校事務職員（経験者・出雲地区）採用選考試験の実施について</li> </ol> <p>協議事項</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 令和4年度島根県職員採用大学卒業程度試験（第2回）の実施について</li> </ol> <p>その他</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 今後の人事委員会等の開催予定について</li> </ol>
第1536回	R4.8.18	<p>付議事項</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 令和4年度島根県職員採用大学卒業程度試験の合格者決定について</li> <li>2. 令和4年度島根県職員採用高校卒業程度試験（A日程）の合格者決定について</li> <li>3. 令和4年度島根県職員（資格免許職）採用試験（第1回）の合格者決定について</li> <li>4. 令和4年度島根県職員採用大学卒業程度試験（第2回）の実施について</li> </ol>

回	年月日	議 案
		5. 令和4年度島根県職員採用大学卒業程度（技術B）（第2回）の実施について 6. 令和4年度障がい者を対象とした島根県職員採用選考試験の実施について 7. 採用試験合否判定要領の改正について 協議事項 1. 人事委員会勧告について 2. 定年引上げに伴う教育委員会の特定管理監督職群の設定について 報告事項 1. 令和4年職種別民間給与実態調査の実施状況について その他 1. 今後の人事委員会等の開催予定について
第1537回	R4.9.2	付議事項 1. 令和4年度島根県職員（獣医師）採用個別選考試験（第1回）の合格者決定について 2. 令和4年度島根県職員（Uターン・Iターン型経験者）採用選考試験の実施について 3. 令和4年度島根県職員（職業訓練指導員）採用選考試験の実施について 4. 条例案に対する意見について その他 1. 今後の人事委員会等の開催予定について
第1538回	R4.9.9	協議事項 1. 人事委員会勧告について その他 1. 今後の人事委員会等の開催予定について
第1539回	R4.9.16	付議事項 1. 令和4年度島根県警察官（大学卒）採用試験（第2回）の合格者決定について 2. 令和4年度島根県警察官（再採用）採用選考試験の合格者決定について 3. 人事委員会規則（服務関係）の一部改正について 4. 人事委員会規則（給与関係）の一部改正について 協議事項 1. 令和4年度島根県職員（船舶乗組員）採用選考試験（第2回）の実施について 2. 人事委員会勧告について 報告事項 1. 宿日直勤務の許可について その他 1. 今後の人事委員会等の開催予定について

回	年月日	議 案
第1540回	R 4 . 9 .22	協議事項 1. 人事委員会勧告について その他 1. 今後の人事委員会等の開催予定について
第1541回	R 4 . 9 .27	協議事項 1. 人事委員会勧告について その他 1. 今後の人事委員会等の開催予定について
第1542回	R 4 .10. 3	付議事項 1. 令和4年度島根県職員（獣医師）採用個別選考試験（第2回）の合格者決定について 2. 人事委員会勧告について 3. 人事委員会規則（任用・服務、公平審査関係）の制定、改正及び廃止について 4. 人事委員会規則（給与関係）の制定及び一部改正について その他 1. 今後の人事委員会等の開催予定について
第1543回	R 4 .10.11	付議事項 1. 委員長の選任及び委員長職務代理者の指定について 2. 令和4年度島根県職員（船舶乗組員）採用選考試験及び島根県警察職員（警備艇乗組員）採用選考試験の合格者決定について 3. 島根県職員（船舶乗組員）採用選考試験（第2回）の実施について 4. 人事委員会規則（給与関係）の一部改正について 5. 教育委員会規則（給与関係）の制定及び一部改正について 6. 解雇予告除外認定申請について その他 1. 今後の人事委員会等の開催予定について
第1544回	R 4 .11.17	付議事項 1. 令和4年度島根県職員採用大学卒業程度試験（第2回）の合格者決定について 2. 令和4年度島根県職員採用大学卒業程度試験（技術B）（第2回）の合格者決定について 3. 令和4年度島根県職員採用高校卒業程度試験（B日程）の合格者決定について 4. 令和4年度島根県職員（資格免許職）（第2回）の合格者決定について 5. 令和4年度学校事務職員（経験者・出雲地区）採用選考試験の合格者決定について 6. 令和4年度島根県警察官（高校卒業程度）採用試験の合格者決定について 7. 令和4年度島根県職員採用大学卒業程度試験（第3回）の実施について 8. 令和4年度島根県職員採用大学卒業程度試験（技術B）（第3回）の実施について

回	年月日	議 案
		9. 令和4年度島根県職員採用高校卒業程度試験（B日程）（第2回）の実施について 10. 令和4年度島根県職員（島根あさひ社会復帰促進センター診療所看護師）採用選考試験の実施について その他 1. 今後の人事委員会等の開催予定について
第1545回	R 4 . 11 . 29	付議事項 1. 条例案に対する意見について 2. 人事委員会規則（給与関係）の一部改正について 報告事項 1. 宿日直勤務の許可について その他 1. 今後の人事委員会等の開催予定について
第1546回	R 4 . 12 . 8	付議事項 1. 令和4年度島根県職員（経験者）採用試験の合格者決定について 2. 令和4年度島根県職員（島根創生推進枠）採用選考試験の合格者決定について 3. 令和4年度島根県職員（Uターン・Iターン型経験者）採用選考試験の合格者決定について 4. 令和4年度障がい者を対象とした島根県職員採用選考試験の合格者決定について 5. 令和4年度島根県職員（職業訓練指導員）採用選考試験の合格者決定について 報告事項 1. 解雇予告除外認定申請について その他 1. 今後の人事委員会等の開催予定について
第1547回	R 4 . 12 . 22	付議事項 1. 人事委員会規則（給与関係）の一部改正について 2. 教育委員会規則（給与関係）の一部改正について 3. 解雇予告除外認定申請について その他 1. 今後の人事委員会等の開催予定について
第1548回	R 5 . 1 . 19	付議事項 1. 令和4年度島根県職員大学卒業程度試験（第3回）の合格者決定について 2. 令和4年度島根県職員大学卒業程度試験（技術B）（第3回）の合格者決定について 3. 令和4年度島根県職員（船舶乗組員）採用選考試験（第2回）の合格者決定について

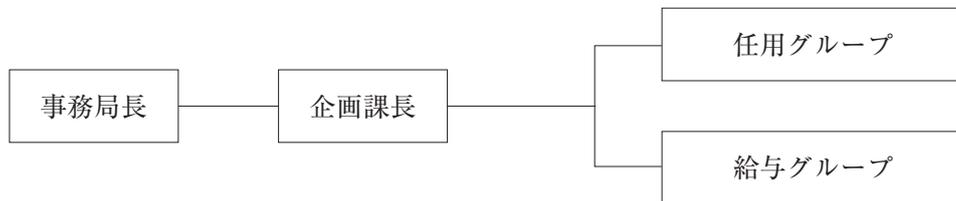
回	年月日	議 案
		4. 令和4年度島根県職員（薬剤師）採用個別選考試験（第1回）の合格者決定について 5. 人事委員会事務局の育休任期付職員の採用について 協議事項 1. 令和5年度職員採用試験の実施に係る変更点について 報告事項 1. 宿日直勤務の許可について その他 1. 今後の人事委員会等の開催予定について
第1549回	R5.2.2	付議事項 1. 条例案に対する意見について 2. 島根県職員（島根あさひ社会復帰促進センター診療所看護師）採用選考試験の合格者決定について 3. 職員の採用選考について 協議事項 1. 令和5年度職員採用試験の実施に係る変更点について 2. 令和5年度職員採用試験の実施について その他 1. 今後の人事委員会等の開催予定について
第1550回	R5.2.24	付議事項 1. 職員の昇格について 2. 令和5年度島根県職員採用大学卒業程度試験（行政B（面接重視型））の実施について 3. 令和5年度島根県職員採用大学卒業程度試験（技術B）の実施について 4. 令和5年度島根県警察官（大学卒）採用試験（第1回）の実施について 5. 令和5年度島根県警察職員（ヘリコプター整備士）採用選考試験の実施について 6. 採用試験合否判定要領の改正について 7. 人事委員会規則（服務関係）の一部改正について 協議事項 1. 特地公署・準特地公署の見直しについて 報告事項 1. 令和4年度労働基準及び労働安全衛生実態調査（事業場調査）について その他 1. 今後の人事委員会等の開催予定について

回	年月日	議 案
第1551回	R 5 . 3 .10	<p>付議事項</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 人事委員会事務局職員の人事異動について</li> <li>2. 標準職務遂行能力を定める要綱の改正について</li> <li>3. 行政組織の改正等に伴う職務の級及び管理職手当の決定について</li> <li>4. 人事委員会規則（服務関係）の一部改正について</li> <li>5. 人事記録に関する規則の一部改正について</li> <li>6. 職員の定年等に関する規則第10条の人事委員会が別に定める職について</li> <li>7. 勤務延長の期限の延長について</li> </ol> <p>その他</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 今後の人事委員会等の開催予定について</li> </ol>
第1552回	R 5 . 3 .24	<p>付議事項</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 職員の採用選考について</li> <li>2. 人事委員会規則（処務関係）の一部改正について</li> <li>3. 人事委員会規則（給与関係）の一部改正について</li> <li>4. 会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当の支給に関する規則の一部改正について</li> <li>5. 教育委員会規則の一部改正について</li> <li>6. 任期付職員の初任給の特例決定について</li> </ol> <p>その他</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 今後の人事委員会等の開催予定について</li> </ol>

## Ⅱ 人事委員会事務局

### 1 組織及び職員の配置

#### (1) 組織



#### (2) 職員の配置

(単位：人)

区 分	職 名							計
	局 長	課 長	グループ リーダー	企画員	主 任	主任主事	主 事	
事 務 局 長	1							1
企 画 課 長		1						1
任用グループ			1		2	3	1	7
給与グループ			1	1	1		1	4
計	1	1	2	1	3	3	2	13

(令和4年4月1日現在)

## 2 事務分掌

### 企画課

#### (任用グループ)

1. 人事委員会の議事に関すること。
2. 任用制度に関すること。
3. 採用試験に関すること。
4. 選考に関すること。
5. 勤務時間その他の勤務条件の制度に関すること。
6. 勤務条件に関する措置の要求の審査に関すること。
7. 不利益処分についての審査請求の審査に関すること。
8. 職員からの苦情相談に関すること。
9. 退職管理に関すること。
10. 分限、懲戒及び処分に関すること。
11. 事務局職員の人事及び服務並びに福利厚生に関すること。
12. 文書管理及び公印の管守に関すること。
13. 予算、経理その他庶務事務に関すること。

#### (給与グループ)

1. 給与制度に関すること。
2. 職員給与及び民間給与の実態調査に関すること。
3. 給与の支払監理に関すること。
4. 管理職員等の範囲、職員団体の登録に関すること。
5. 労働基準監督機関の職権の行使に関すること。

### 3 公平委員会事務の受託団体

令和4年度末で公平委員会の事務を受託している団体は、次のとおりである。

○ 町 村

町 村 名	職 員 数	受託年月日	町 村 名	職 員 数	受託年月日
奥出雲町	250	H17.3.31	吉賀町	101	H17.10.1
飯南町	139	H17.1.1	海士町	71	S41.4.1
川本町	59	S41.4.1	西ノ島町	75	S41.4.1
美郷町	100	H16.10.1	知夫村	37	S41.4.1
邑南町	209	H16.10.1	隠岐の島町	265	H16.10.1
津和野町	127	H17.9.25	計	1,433	

○ 一部事務組合等

一部事務組合等名	事務所の所在地	職 員 数	受託年月日
鹿足郡養護老人ホーム組合	吉賀町六日市263	9	S47.4.1
鹿足郡事務組合	津和野町滝元668	16	S47.11.1
島前町村組合	西ノ島町大字美田2071-1	47	S52.4.1
雲南市・飯南町事務組合	雲南市掛合町掛合1261-3	2	S59.4.1
鹿足郡不燃物処理組合	吉賀町六日市幸地1319	35	S60.7.1
島根県市町村総合事務組合	松江市殿町8-3 市町村振興センター内	6	H5.4.1
邑智郡公立病院組合	邑南町中野3848-2 公立邑智病院内	120	H5.8.1
邑智郡総合事務組合	川本町大字川本332-15	22	H6.8.1
雲南広域連合	雲南市木次町里方1100-6	127	H11.10.1
隠岐広域連合	隠岐の島町都万2016	249	H11.10.1
島根県後期高齢者医療広域連合	松江市殿町8-3 市町村振興センター内	18	H19.4.1
計		651	

※職員数は、令和3年地方公務員給与実態調査による。

# Ⅲ 任用業務

## 1 競争試験

### (1) 採用試験

県職員採用試験については、昭和56年度まで実施していた級別（上級、中級、初級職）試験制度を改め、昭和57年度からは、程度別（大学卒業程度、高校卒業程度）試験を採用して現在に至る。また、選考職種であった資格又は免許を必要とする職についても逐次競争試験に切り替え、昭和59年度から資格免許職試験として実施している。

平成4年度からは、民間企業等で培われた経験を県行政の展開の中で有効に生かせる人材を求めた「経験者試験」を実施するほか、平成6年度からは、石見、隠岐地区における人材の確保、住民サービスの向上及び定住の促進を図るために「地区別試験」を実施してきた。

一方、受験者確保のため、県外試験場の設置（東京：平成3年度～・大阪：平成4年度～）や、募集活動、受験申込みへのインターネットの活用など情報化に対応した取り組みも行ってきている。

平成19年度からは、警察本部機動隊への配属を前提とした警察官（武道）採用試験を新たに実施し、平成20年度からは、看護師、臨床検査技師等一部の職についての採用の選考権限を病院局へ委任した。

平成22年度からは、大学卒業程度試験の「行政」区分については、1次試験科目に「個別面接」を追加し、人物評価を重視した採用をより一層推し進めた。

平成25年度からは、大学卒業程度試験の「行政」及び「警察事務」区分について、多様な人材が受験しやすくするため専門試験の解答数を40題から20題に減らし、試験時間を120分から90分に短縮した。専門試験の配点を減らすとともに、「行政」区分については第2次試験で討論型個別面接を導入し、集団討論を廃止した。

平成28年度は、受験年齢の見直しを行い、大学卒業程度試験「行政」区分の受験年齢上限を32歳から29歳に引き下げ、経験者採用試験「行政」区分の対象年齢を「25歳～35歳」から「30歳～37歳」に変更したほか、地区別採用試験でも変更を行った。また、経験者採用試験について、幅広い経験を持った多様な人材を確保するため、自己アピール論文試験及び自己PR型個別面接試験を導入し、平成29年度からは経験者採用試験「行政」以外の対象年齢を「33歳～37歳」から「33歳～40歳」に変更した。平成30年度は、9月の資格免許職試験で実施していた診療放射線技師の実施時期の早期化を図り6月に実施、また、経験者採用試験に大阪会場を追加した。

令和元年度は、大学卒業程度試験「行政」区分について第2次試験で討論型個別面接を廃止、集団討論を復活させた。また、高校卒業程度試験「総合土木」では受験者確保のため6月に試験実施するA日程を追加した。経験者採用試験については浜田会場を廃止し、広島会場を追加した。

令和2年度は、教養試験・専門試験がなく、従来の公務員試験対策が必要ない大学卒業程

度採用試験（行政B（自己アピール型）の実施を開始した。また、高校卒業程度試験に「建築」を追加し、資格免許職試験「司書」の受験資格の年齢上限を27歳から29歳に変更した。経験者採用試験については、就職氷河期世代支援対策として、国の集中取組期間である令和4年度試験まで、「行政」の受験対象年齢を就職氷河期世代全ての者が受験可能になるよう引き上げた（令和2年度の上限は50歳）。また、経験者採用試験の松江会場を廃止した。

令和3年度は、大学卒業程度採用試験（行政A）の専門試験の内容について、「55題から20題の選択回答」から「40題必須回答」に変更するとともに、出題分野、1次試験の配点も変更した。また、9月の資格免許職試験で実施していた臨床検査技師の実施時期の早期化を図り、6月に実施した。さらに、島根創生の重点分野において即戦力となる人材を求める島根創生推進枠採用選考試験を新たに実施した。

本年度の実施状況については、大学卒業程度試験（4月実施・6月実施）では20区分で実施し、採用予定数は147人と前年の140人を上回り、受験者数も前年を上回った。高校卒業程度試験（B日程）では9区分で実施し、採用予定者数は31人と前年を下回り、受験者数も前年を下回った。

その他の競争試験としては、資格免許職試験（2区分）と警察官採用試験を実施した。

令和4年度は、教養試験・専門試験がなく、従来の公務員試験対策が必要ない大学卒業程度試験（技術B）の実施を開始した。また、大学卒業程度試験「農業」と「畜産」を1つの試験区分「農学（農業・畜産）」とした。さらに、受験者を確保するために、大学卒業程度試験の「4月実施」と「6月実施」の併願を可能とした。高校卒業程度試験（B日程）では、新たに「機械」と「電気」を追加した。その他、選考試験では、新たに「学校事務職員（経験者・出雲地区）採用選考試験」を実施した。

本年度の実施状況については、大学卒業程度試験（4月実施・6月実施）では21区分で実施し、採用予定数は116人と前年の147人を下回り、一方、受験者数は前年を上回った。高校卒業程度試験（B日程）では10区分で実施し、採用予定者数は25人と前年の31人を下回り、受験者数も前年を下回った。その他の競争試験としては、資格免許職試験（3区分）と警察官採用試験を実施した。

ア 試験実施概要

試験の種類	試験区分	受験資格	試験日程			試験内容	
			受付期間	第1次試験	第2次試験	第1次試験	第2次試験
大学卒業程度試験	行政B（面接重視型）	平成5年4月2日から平成13年4月1日までに生まれた者若しくは平成13年4月2日以降に生まれた者で、学校教育法による大学を卒業した者又は令和5年3月31日までに卒業見込みの者	3月1日から3月25日まで	4月17日	5月21日から24日	基礎能力試験 択一式 70分 (SPI3（基礎能力検査・性格検査）) 自己アピール論文試験	人物試験 自己PR型面接 個別面接 集団討論
	農学(農業・畜産)B・林業B・総合土木B	[総合土木B] 平成5年4月2日から平成13年4月1日までに生まれた者若しくは平成13年4月2日以降に生まれた者で、学校教育法による大学を卒業した者又は令和5年3月31日までに卒業見込みの者 [総合土木B以外] 平成2年4月2日から平成13年4月1日までに生まれた者若しくは平成13年4月2日以降に生まれた者で、学校教育法による大学を卒業した者又は令和5年3月31日までに卒業見込みの者	同上	同上	5月28日から29日	基礎能力試験 択一式 70分 (SPI3（基礎能力検査・性格検査）)	人物試験 個別面接 専門口述試験 論文試験

保健師B・ 農学（農 業・畜産） B・林業B・ 水産B・総 合土木B		9月6日 から 10月7日 まで	10月29日 から 10月30日 まで	-	基礎能力試験 択一式 70分 (SPI 3 (基礎能 力検査)) 論文試験 人物試験 個別面接 専門口述試験 適性検査	-
化学B・農学 (農業・畜 産) B・林 業B・総合 土木B		11月25日 から 12月16日 まで	1月7日 から 1月8日 まで	-	基礎能力試験 択一式 70分 (SPI 3 (基礎能 力検査)) 論文試験 人物試験 個別面接 専門口述試験 適性検査	-
行政A・化 学・心理・ 児童福祉・ 保健師・食 品衛生・農 学（農業・ 畜産）A・ 林業A・水 産・総合 土木A・建 築・機械・ 電気・警察 事務・少年 補導・警察 法医・情報 処理	[行政A・総合 土木A] 平成5年4月2 日から平成13年 4月1日までに 生まれた者若し くは平成13年4 月2日以降に生 まれた者で、学 校教育法による 大学を卒業した 者又は令和5年 3月31日までに 卒業見込みの者 [行政A・総合 土木Aを除く試 験区分] 平成2年4月2 日から平成13年 4月1日までに 生まれた者若し くは平成13年4 月2日以降に生 まれた者で、学 校教育法による 大学を卒業した 者又は令和5年 3月31日までに 卒業見込みの者	4月22日 から 5月20日 まで	6月19日	7月23日 から 7月29日 まで	教養試験 五肢択一式 50問150分 専門試験 五肢択一式 40問120分 択一式及び 記述式120分 (情報処理) 五肢択一式 48問から40問 自由選択120分 (総合土木A) 五肢択一式 55問から20問 自由選択90分 (農学A・警 察事務)	人物試験 個別面接 集団討論 (行政Aのみ) 論文試験 適性検査 筆記実技試験 (建築のみ)

	保健師A・ 建築・電気		9月6日 から 10月7日 まで	10月29日 から 10月30日 まで	－	教養試験 五肢択一式 40問120分 専門試験 五肢択一式 30問120分 (建築・電気) 五肢択一式 30問90分 (保健師A) 人物試験 個別面接 論文試験 適性検査 筆記実技試験 (建築のみ)	－
	電気		11月25日 から 12月16日 まで	1月7日 から 1月8日 まで	－	教養試験 五肢択一式 40問120分 専門試験 五肢択一式 30問120分 人物試験 個別面接 論文試験 適性検査	－
高校卒業 程度試験	総合土木・ 建築	平成13年4月2 日から平成17年 4月1日までに 生まれた者(た だし、学校教育 法による高等学 校在学中の者を 除く)	4月22日 から 5月20日 まで	6月19日	7月24日 から 7月29日 まで	教養試験 五肢択一式 40問120分 専門試験 五肢択一式 35問105分 (総合土木) 五肢択一式 30問90分 (建築)	人物試験 個別面接 作文試験 適性検査
	一般事務・ 総合土木・ 建築・機 械・電気・ 学校事務 A,B(出雲) 学校事務 A,B(石見) 警察事務	[学校事務A] 平成5年4月2 日から平成13年 4月1日までに生 まれた者 [学校事務A以 外] 平成13年4月2 日から平成17年 4月1日までに生 まれた者	7月27日 から 8月26日 まで	9月25日	10月24日 から 10月28日 まで	教養試験 五肢択一式 50問120分 専門試験 五肢択一式 40問120分 (総合土木・建 築・機械・電気)	人物試験 個別面接 作文試験 適性検査

	電気	平成13年4月2日から平成17年4月1日までに生まれた者	11月25日から12月16日まで	1月7日から1月8日まで	－	教養試験 五肢択一式 40問120分 専門試験 五肢択一式 30問90分 作文試験 人物試験 個別面接 適性検査	－
資格免許 職試験	臨床検査技師	平成6年4月2日以降に生まれた者で、臨床検査技師の免許を有する者（取得見込み含む）	4月22日から5月20日まで	6月19日	7月24日から7月29日まで	教養試験 五肢択一式 50問150分 専門試験 五肢択一式 40問120分	人物試験 個別面接 作文試験 適性検査
			7月27日から8月26日まで	9月25日	10月24日から10月28日まで	教養試験 五肢択一式 50問150分 専門試験 五肢択一式 40問120分	人物試験 個別面接 作文試験 適性検査
	診療放射線技師	平成6年4月2日以降に生まれた者で、診療放射線技師の免許を有する者（取得見込み含む）	4月22日から5月20日まで	6月19日	7月24日から7月29日まで	教養試験 五肢択一式 50問150分 専門試験 五肢択一式 40問120分	人物試験 個別面接 作文試験 適性検査
	司書	平成5年4月2日以降に生まれた者で、司書の資格を有する者（取得見込み含む）	7月27日から8月26日まで	9月25日	10月24日から10月28日まで	教養試験 五肢択一式 50問150分 専門試験 五肢択一式 40問120分	人物試験 個別面接 作文試験 適性検査
経験者 採用試験	行政	昭和45年4月2日から平成5年4月1日までに生まれた者	7月27日から9月16日まで	10月16日	11月26日から11月28日まで	教養試験 五肢択一式 50問120分 自己アピール論文試験	人物試験 自己PR型面接 個別面接 適性検査

島根創生 推進枠 採用選考 試験	行政	昭和52年4月2 日から平成5年 4月1日までに 生まれた者	同上	同上	11月12日 から 11月14日 まで	基礎能力試験 択一式 70分 (SPI3 (基礎能 力検査・性格検 査)) 自己アピール論 文試験	人物試験 自己PR型面接 個別面接
警察官 (大学卒・ 第1回)試験	10月採用男 性・10月採 用女性	昭和63年4月2 日以降に生まれ た者で、学校教 育法による大学 を卒業した者 (9月30日ま での卒業見込者 含む)	3月7日 から 4月15日 まで	5月8日	6月12日 から 6月14日 まで	教養試験 五肢択一式 50問150分 身体検査 体力検査 特技加点	人物試験 個別面接 作文試験 適性検査 身体検査
	4月採用男 性・4月採 用女性・武 道	[男性・女性] 平成元年4月2 日以降に生まれ た者で、学校教 育法による大学 を卒業した者 (卒業見込者 含む) [武道] 次のア及びイに 該当する者 ア 平成8年4 月2日以降に 生まれた男性 で、学校教育 法による大学 を卒業した者 (卒業見込者 含む) イ 柔道又は剣 道の段位3段 以上の者	同上	同上	同上	教養試験 五肢択一式 50問150分 身体検査 体力検査 (武道を除く) 特技加点 (武道を除く)	人物試験 個別面接 作文試験 適性検査 身体検査 専門実技試験 (武道)
警察官 (大学卒・ 第2回) 試験	男性・女性	[男性・女性] 平成元年4月2 日以降に生まれ た者で、学校教 育法による大学 を卒業した者 (卒業見込者 含む)	5月16日 から 6月15日 まで	7月10日	8月30日 から 8月31日 まで	教養試験 五肢択一式 50問150分 身体検査 体力検査 特技加点	人物試験 個別面接 作文試験 適性検査 身体検査

警察官 (高校卒業程度) 試験	男性・女性 ・武道	[男性・女性] 平成元年4月2日 から平成17年4月1日 までに生まれた者(た だし、学校教育法によ る大学を卒業した者及 び卒業見込みの者を 除く) [武道] 次のア及びイのい ずれにも該当する者 ア 平成8年4月2日 から平成17年4月1 日までに生まれた男 性(ただし、学校教 育法による大学を卒 業した者及び卒業見 込みの者を除く) イ 柔道又は剣道の 段位3段以上の者 (柔道は、令和5年3 月31日までに高校 卒業見込みの者に 限り、段位2段以上)	7月27日 から 8月26日 まで	9月18日	10月31日 から 11月2日 まで	教養試験 五肢択一式 50問120分 身体検査 体力検査 (武道を除く) 特技加点 (武道を除く)	人物試験 個別面接 作文試験 適性検査 身体検査 専門実技試験 (武道)
-----------------------	--------------	---	----------------------------	-------	-----------------------------	--	--

イ 試験実施結果

試験種類	試験区分	採用予定 人員	受験申込 者数(A)	受験者数(B)		受験率 (B)/(A)	第1次試験合格者数(C)		第2次試験 受験者数	最終合格者数(D)		最終合格率 (B)/(D)	採用者数 RS.5.1現在
				短大卒	高校卒 その他		短大卒	高校卒 その他		短大卒	高校卒 その他		
行政 (面接重視型)	B	20	261	203	2	1	3	209	50	45	31	14.8%	19
農学	B	9	48	40		2	1	43	23	21	9	20.9%	5
林業	B	6	24	20				20	15	14	7	35.0%	2
総合土木	B	5	24	23				23	12	11	8	34.8%	6
行政	A	29	156	92	2	1	3	98	73	69	39	39.8%	26
化学		1	3	1				1	1	1	1	100.0%	1
心理		2	13	7				7	6	5	2	28.6%	2
児童福祉		2	7	5				5	4	3	2	40.0%	2
保健師		7	3	1				1	1	1	1	100.0%	1
食品衛生		1	7	6				6	2	2	1	16.7%	1
農学	A	4	20	11			1	12	9	9	6	50.0%	6
林業	A	3	14	7				7	5	4	3	42.9%	2
水産		2	3	2				2	2	2	2	100.0%	2
総合土木	A	8	16	7			2	9	8	7	5	55.6%	5
建築		1	1					0					
機械		1	1	1				1	1	1	1	100.0%	1
電気		2	1	1				1	1	1	1	100.0%	0
警察事務		9	28	13	1	1		15	9	7	4	26.7%	1

大学卒業程度試験

試験種類	試験区分	採用予定人員	受験申込者数(A)	受験者数(B)			受験率(B)/(A)	第1次試験合格者数(C)			第2次試験受験者数	最終合格者数(D)			最終合格率(B)/(D)	採用者数 R5.5.1現在		
				短大卒	高校卒	その他		短大卒	高校卒	その他		計	短大卒	高校卒			その他	計
大 学 卒 業 程 度 試 験	警察法医	1	13	8			61.5%	4			4	2	2		2	25.0%	4.0	2
	情報処理	1	2	1		1	100.0%	1		1	2	1		1	1	50.0%	2.0	1
	少年補導	2	3	2			66.7%	2			2	2	1		1	50.0%	2.0	1
	保健師A (10月実施)	4	8	7			87.5%	第2次試験なし				5			5	71.4%	1.4	2
	建築 (10月実施)	2	2	2			100.0%	第2次試験なし				2			2	100.0%	1.0	2
	電気 (10月実施)	1	2	2			100.0%	第2次試験なし				2			2	100.0%	1.0	2
	保健師B (10月実施)	2	2	2			100.0%	第2次試験なし				2			2	100.0%	1.0	2
	農学B (10月実施)	1	4	3		1	100.0%	第2次試験なし				3			3	75.0%	1.3	3
	林業B (10月実施)	1	3	2		1	100.0%	第2次試験なし				1		1	2	66.7%	1.5	2
	水産B (10月実施)	1	9	7		1	88.9%	第2次試験なし				2			2	25.0%	4.0	2
	総合土木B (10月実施)	4	5	4			80.0%	第2次試験なし				1		1	1	25.0%	4.0	1
	電気 (1月実施)	1	3	3			100.0%	第2次試験なし				2			2	66.7%	1.5	1
	化学B (1月実施)	1	5	3		1	80.0%	第2次試験なし				2			2	50.0%	2.0	2
	農学B (1月実施)	3	3	2		1	100.0%	第2次試験なし						0	0	0.0%		
	林業B (1月実施)	1	0					第2次試験なし										
	総合土木B (1月実施)	1	2	2			100.0%	第2次試験なし				1			1	50.0%	2.0	1
合計		139	696	490	5	16	74.1%	227	0	5	232	208	149	0	2	29.3%	3.4	106

行政B(面接重視型)及び技術Bを除く試験区分…第1次試験：6月19日 第2次試験：7月23日～29日

10月実施試験：10月29日～30日(第2次試験なし)

1月実施試験：1月7日～8日(第2次試験なし)

行政B(面接重視型)…第1次試験：4月17日 第2次試験：5月21日～24日

技術B…第1次試験：4月17日 第2次試験：5月28日～29日

試験種類	試験区分	採用予定人員	受験申込者数(A)	受験者数(B)				受験率(B)/(A)	第1次試験合格者数(C)				第2次試験受験者数	最終合格者数(D)				最終合格率(D)/(B)	採用者数 R5.5.1現在	
				大学卒	短大卒	高校卒	その他		大学卒	短大卒	高校卒	その他		大学卒	短大卒	高校卒	その他			計
	総合土木(6月実施)	2	4	1		3	4	100.0%		1		3	4		1		3	4	100.0%	2
	建(6月実施)	1	0																	
	一般事務	7	40	2	22	13	37	92.5%	2	22	13	37	35	1	13	8	22	59.5%	11	
	総合土木	5	25		25		25	100.0%		21		21	21		20		20	80.0%	14	
	建	2	6		5	1	6	100.0%		5	1	6	6		3		3	50.0%	2	
	機	1	1		1		1	100.0%		1		1	1		1		1	100.0%	1	
	電	1	3		1	1	2	66.7%		1	1	2	2		1	1	2	100.0%	1	
	学校事務A(出雲地区)	1	17	8	3	1	12	70.6%	5	1		6	6	1			1	8.3%	1	
	学校事務A(石見地区)	1	7	2	1	2	5	71.4%	1	1	2	4	4		1	2	3	60.0%	2	
	学校事務B(出雲地区)	1	8	1	1	5	7	87.5%	1		3	4	3		1	1	1	14.3%	1	
	学校事務B(石見地区)	2	1		1		1	100.0%		1		1	1		1		1	100.0%	0	
	警察事務	4	23		15	5	20	87.0%		14	5	19	18		9	2	11	55.0%	5	
	電(1月実施)	1	0																	
	合計	29	135	11	4	74	120	88.9%	7	4	66	105	101	1	3	48	69	57.5%	40	

高校卒業程度試験

6月実施試験 第1次試験：6月19日 第2次試験：7月24日～29日  
9月実施試験 第1次試験：9月25日 第2次試験：10月24日～28日  
1月実施試験 第1次試験：1月7日～8日(第2次試験なし)

試験種類	試験区分	採用予定人員	受験申込者数(A)	受験者数(B)				受験率(B)/(A)	第1次試験合格者数(C)				第2次試験受験者数	最終合格者数(D)				最終合格率(B)/(D)	採用者数R5.5.1現在			
				受験者数(B)					第1次試験合格者数(C)					最終合格者数(D)								
				大学卒	短大卒	高校卒	その他		大学卒	短大卒	高校卒	その他		大学卒	短大卒	高校卒	その他			計		
資格免許職	臨床検査技師(6月実施)	1	0																			
	診療放射線技師(6月実施)	4	5	4	1	5	100.0%	4			1	5	5	4						4	1.3	4
	臨床検査技師(9月実施)	1	1	1	1	1	100.0%	1			1	1	1	1						1	1.0	1
	司書(9月実施)	1	10	4	2	6	60.0%	3	1		4	3	1							1	6.0	1
	合計	7	16	9	2	0	1	12	75.0%	8	1	0	1	10	9	5	1	0	0	6	50.0%	6

6月実施試験 第1次試験：6月19日 第2次試験 7月24日～29日  
9月実施試験 第1次試験：9月25日 第2次試験 10月24日～28日

試験種類	試験区分	採用予定人員	受験申込者数(A)	受験者数(B)				受験率(B)/(A)	第1次試験合格者数(C)				第2次試験受験者数	最終合格者数(D)				最終合格率(B)/(D)	採用者数R5.5.1現在			
				受験者数(B)					第1次試験合格者数(C)					最終合格者数(D)								
				大学卒	短大卒	高校卒	その他		大学卒	短大卒	高校卒	その他		大学卒	短大卒	高校卒	その他			計		
経験者	行政	7	110	53	5	7	6	71	64.5%	34	2	2	2	40	36	11	1	1	13	18.3%	5.5	10
	合計	7	110	53	5	7	6	71	64.5%	34	2	2	2	40	36	11	0	1	13	18.3%	5.5	10

第1次試験：10月16日 第2次試験：11月26日～28日

試験種類	試験区分	採用予定人員	受験申込者数(A)	受験者数(B)				受験率(B)/(A)	第1次試験合格者数(C)				第2次試験受験者数	最終合格者数(D)				最終合格率(B)/(D)	採用者数 R5.5.1現在					
				大学卒	短大卒	高校卒	その他		大学卒	短大卒	高校卒	その他		大学卒	短大卒	高校卒	その他			計				
警察官	大第1(武)卒(回道)	1	2	2				2	100.0%	2	2				2	2	1			1	50.0%	2.0	1	
	大第1(10月採用男性)卒(回道)	10	7	7				7	100.0%	6	6				6	6	3			3	42.9%	2.3	3	
	大第1(10月採用女性)卒(回道)	3	0																					
	大第1(4月採用男性)卒(回道)	27	71	51	1	52	73.2%	45	46	37	22	1	23	44.2%	2.3	11								
	大第1(4月採用女性)卒(回道)	6	9	9		9	100.0%	9	9	6	5		5	55.6%	1.8	2								
	大第2(男性)卒(回道)	12	55	26		26	47.3%	21	21	17	6		6	23.1%	4.3	6								
	大第2(女性)卒(回道)	3	20	11		11	55.0%	9	9	6	4		4	36.4%	2.8	4								
	高校卒業程度(武)卒(回道)	1	5		4	5	100.0%		4	5	5		1	20.0%	5.0	1								
	高校卒業程度(男性)卒(回道)	16	56		40	49	87.5%		38	46	45		23	51.0%	2.0	22								
	高校卒業程度(女性)卒(回道)	4	29		1	27	93.1%		1	21	19		7	33.3%	3.0	8								
	合計		83	254	106	1	188	74.0%	92	165	143	41	77	41.0%	2.4	58								

大学卒(第1回) ……第1次試験: 5月8日 第2次試験: 6月12日~14日  
 大学卒(第2回) ……第1次試験: 7月10日 第2次試験: 8月30日~31日  
 高校卒業程度 ……第1次試験: 9月18日 第2次試験10月31日~11月2日

## 2 選考

職員の採用選考の状況は、(1)のとおりである。

### (1) 採用選考

#### ア 適用根拠規定状況

規 定		部 局		知事部局	病院局	教育委員会	警察本部	委員会等	計
職員の任用に関する規則	第14条第1号	細則第7条第1号・2号・8号 (行政職3級以上・公安職4級以上)	人	人	人	人	人	人	人
			19 (10)			7	22 (22)	1	49 (32)
		細則第7条第3号 (海事職)	1				1		2
		細則第7条第4号 (研究職の2級以上)	1						1
		細則第7条第5号～7号、9～11号 (医療職)	9	72					81
		第14条第3号 (他の地方公共団体又は国の在職者)	2 (2)				3 (3)		5 (5)
		第14条第4号 (かつて職員であった者)							
		第14条第5号・9号 (競争試験を行うことが不適当な職)	7			1			8
	第14条第8号 (任命権者に委任)		4					4	
	地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第3条	4						4	
	地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第4条	50						50	
	地方公共団体の一般職の任期付研究員の採用に関する法律第3条								
合 計		93 (12)	76	8	26 (25)	1		204 (37)	

(注) ( )内は割愛採用で、内数である。

イ 職種別状況

職 種	部 局		知事部局	病院局	教育委員会	警察本部	委員会等	計
行 政 職	部・次長級		2					2
	課長級		3		1	1		5
	課長補佐		3					3
	係長		2			1		3
	主任・主任主事・ 主任技師・主事・ 技師級		18	4	7	1	1	31
	計		28	4	8	3	1	44
公 安 職	警 視					3		3
	警部・警部補級					16		16
	巡査部長					3		3
	巡査長・巡査							
	計					22		22
海 事 職			1			1		2
研 究 職	学 芸 員							
	研 究 員		1					1
医 療 職(一)	医 師		5					5
医 療 職(二)			3	17				20
医 療 職(三)			1	55				56
任 期 付 職 員			54					54
合 計			93	76	8	26	1	204

ウ 公開選考試験実施結果（ア及びイの一部）

試験種類	試験区分	採用予定 人員	受験申込 者数(A)	受験者数(B)				受験率 (B)/(A)	第1次試験合格者数(C)				第2次試験 受験者数	最終合格者数(D)				最終合格率 (D)/(B)	採用者数 R5.5.現在	備考		
				大学卒	短大卒	高校卒	その他		大学卒	短大卒	高校卒	その他		大学卒	短大卒	高校卒	その他				計	
選 考 試 験	獣 医 師	8	5	3				3	60.0%	第2次試験なし					2				2	66.7%	0	6/26実施
	薬 劑 師	2	1	1				1	100.0%	第2次試験なし					1				1	100.0%	1	6/26実施
	あさひ看護師 (経験者・看護師)	1	3				3	3	100.0%	第2次試験なし							1		1	33.3%	1	1/22実施
	島根創生推進幹 (行政)	7	85	42	2	4	8	56	65.9%	26		3	5	34	33	8	1	1	10	17.9%	7	1次:10/16 2次:11/12~14
	学 校 事 務 (経験者・出雲地区)	9	6	3		2	1	6	100.0%	3		2	1	6	6	3	2	1	6	100.0%	5	1次:9/25 2次:10/24~28
	障がい者対象 一 般 事 務 (身体障がい者)	2	4	1	1	1	1	4	100.0%	1		1	1	3	3		1		2	50.0%	2	1次:10/23 2次:11/28
	障がい者対象 一 般 事 務 (知的障がい者)	1	5			3	1	4	80.0%			1	1	1	1				0	0.0%		1次:10/23 2次:11/28
	障がい者対象 一 般 事 務 (精神障がい者)	1	11	4	1	3	3	11	100.0%	3		1	1	3	7			1	1	9.1%	1	1次:10/23 2次:11/28
	障がい者対象 学 校 事 務	1	3			1	2	3	100.0%			1	2	3	3			1	1	33.3%	1	1次:10/23 2次:11/28
	船 舶 乗 組 員 (航 海)	1	0							第2次試験なし												9/25実施
	船 舶 乗 組 員 (航海)(第2回)	1	1			1		1	100.0%								1		1	100.0%	1	1/7実施
	警 備 艇 乗 組 員 (機 関)	1	1			1		1	100.0%								1		1	100.0%	1	9/25実施
	警察官(再採用)	2	4			1	2	3	75.0%										0	0.0%		8/20実施
へりコブタ一 整 備 士	1	0							第2次試験なし												6/26実施	
職業訓練指導員 (美容)	1	2			2		2	100.0%								1		1	50.0%	1	11/6実施	

試験種類	試験区分	採用予定 人員	受験申込 者数(A)	受験者数(B)				受験率 (B)/(A)	第1次試験合格者数(C)				第2次試験 受験者数	最終合格者数(D)				最終合格 率(D)/(B)	最終倍率 (B)/(D)	採用者数 R5.5.1現在	備考			
				受験者数(B)					第1次試験合格者数(C)					最終合格者数(D)										
				大学卒	短大卒	高校卒	その他		大学卒	短大卒	高校卒	その他		大学卒	短大卒	高校卒	その他					計		
選考	職業訓練指導員 (左官科)	1	1			1		100.0%							1			100.0%	1.0	1	11/6実施			
	職業訓練指導員 (事務ワーク科)	1	0																		11/6実施			
試験	Uターン・Uターン型経験者 総合士	1	2	1		1		100.0%										50.0%	2.0	1	11/19実施			
	Uターン・Uターン型経験者 林業	1	1	1				100.0%										100.0%	1.0	1	11/19実施			
合計		43	135	56	4	19	23	102	75.6%	33	2	8	12	55	53	16	1	7	6	30	29.4%	3.4	24	

試験種類	試験区分	採用予定 人員	受験申込 者数(A)	受験者数(B)				受験率 (B)/(A)	第1次試験合格者数(C)				第2次試験 受験者数	最終合格者数(D)				最終合格 率(D)/(B)	最終倍率 (B)/(D)	採用者数 R5.5.1現在	備考			
				受験者数(B)					第1次試験合格者数(C)					最終合格者数(D)										
				大学卒	短大卒	高校卒	その他		大学卒	短大卒	高校卒	その他		大学卒	短大卒	高校卒	その他					計		
選考試験 (知事部局)	研究員 (機械・金属分野)	2	1	1				100.0%	1					1				0.0%	0				1	1次：6/19,20 2次：7/29
	研究員 (機械・金属分野) (11月実施)	2	1	1				100.0%						1				100.0%	1.0	1			1	1次：11/6 2次：12/3
合計		4	2	2	0	0	0	2	100.0%	2	0	0	0	2	2	1	0	0	1	1	50.0%	2.0	1	

試験種類	試験区分	採用予定人員	受験申込者数(A)	受験者数(B)				受験率(B)/(A)	第1次試験合格者数(C)				第2次試験受験者数	最終合格者数(D)				最終合格率(B)/(D)	採用者数R5.5.1現在	試験日			
				大学卒	短大卒	高校卒	その他		計	大学卒	短大卒	高校卒		その他	計	大学卒	短大卒				高校卒	その他	
病院局	看護師(推薦枠)	(7)	5	5				5	100.0%	第2次試験なし					5					5	100.0%	5	R4.5.14~
	看護師	(80)	67	22	43			65	97.0%	第2次試験なし					18	39				57	87.7%	42	R4.7.16~ R4.7.17
	看護師(2回目)	(25)	5	1	4			5	100.0%	第2次試験なし						4				4	80.0%	4	R4.11.26~ R4.11.27
	助産師	(3)	7	7				7	100.0%	第2次試験なし					5					5	71.4%	4	R4.7.16~ R4.7.17
	薬剤師	(2)	4	4				4	100.0%	第2次試験なし					2					2	50.0%	1	R4.6.4~
	臨床検査技師	(4)	13	12	1			13	100.0%	第2次試験なし					9	1				10	76.9%	7	R4.8.6~
	臨床検査技師(経験者)	(4)	0							第2次試験なし												0	R4.8.6~
	管理栄養士	(2)	9	8	1			9	100.0%	第2次試験なし					2					2	22.2%	2	R4.8.6~
	管理栄養士(経験者)	(2)	2	1	1			2	100.0%	第2次試験なし					1					1	50.0%	1	R4.8.6~
	理学療法士	(2)	8	4	5			9	112.5%	第2次試験なし					1	1				2	22.2%	2	R4.8.27~
	作業療法士	(1)	6	5	1			6	100.0%	第2次試験なし					2					2	33.3%	2	R4.8.27~
	臨床心理士	(2)	6	6				6	100.0%	第2次試験なし					2					2	33.3%	2	R4.8.27~
	言語聴覚士	(1)	0							第2次試験なし												0	R4.9.17~
	診療情報管理士	(1)	3	1	1			2	66.7%	第2次試験なし					1	1				2	100.0%	2	R4.9.17~
	医療情報技師	(1)	0							第2次試験なし												0	R4.9.17~
	臨床工学技士	(1)	4	2	2			4	100.0%	第2次試験なし						2				2	50.0%	2	R4.11.5~
医療情報技師(2回目)	(1)	0							第2次試験なし												0	R4.12.3~	
薬剤師(2回目)	(2)	0							第2次試験なし												0	R4.12.3~	
合計		(141)	139	78	59	0	137	98.6%						48	48	0	0	0	96	70.1%	76		

# IV 給 与 業 務

## 1 職員の給与等に関する報告及び勧告

本委員会は県議会及び知事に対し、令和4年10月17日、地方公務員法第8条、第14条及び第26条の規定に基づき、職員の給与等に関する報告を行い、併せて給与について勧告した。その概要は次のとおりである。

### (1) 報 告

#### ア 職員給与等に関する報告

##### (ア) 職員給与等の状況について

県職員の令和4年4月現在における給与等の実態は、次のとおりである。

給 料 表 別 職 員 数 等

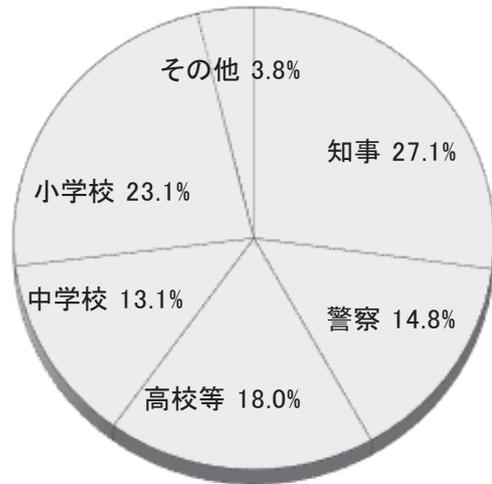
区 分 給 料 表	職 員 数		平均年齢		平均経験年数	
	令和4年	令和3年	令和4年	令和3年	令和4年	令和3年
行 政 職	人 3,717 (31.1%)	人 3,731 (31.0%)	歳 41.8	歳 42.2	年 20.2	年 20.6
公 安 職	1,474 (12.3%)	1,490 (12.4%)	38.0	38.0	16.8	16.8
海 事 職	48 (0.4%)	48 (0.4%)	36.6	35.5	17.1	16.0
研 究 職	226 (1.9%)	226 (1.9%)	42.5	42.2	19.5	19.2
医 療 職 (1)	49 (0.4%)	46 (0.4%)	39.9	40.4	15.8	16.1
医 療 職 (2)	101 (0.8%)	85 (0.7%)	42.4	41.9	18.4	17.5
医 療 職 (3)	87 (0.7%)	68 (0.6%)	38.1	38.7	15.8	16.5
高等学校等教育職	1,998 (16.7%)	2,031 (16.9%)	45.3	45.1	22.4	22.3
中学校・小学校等 教 育 職	4,245 (35.5%)	4,303 (35.8%)	43.8	44.4	20.9	21.5
合 計	11,945 (100%)	12,028 (100%)	42.6	42.9	20.3	20.6

(注) 構成比については、小数点以下1位未満の端数は四捨五入したため、合計が100にならない場合がある。

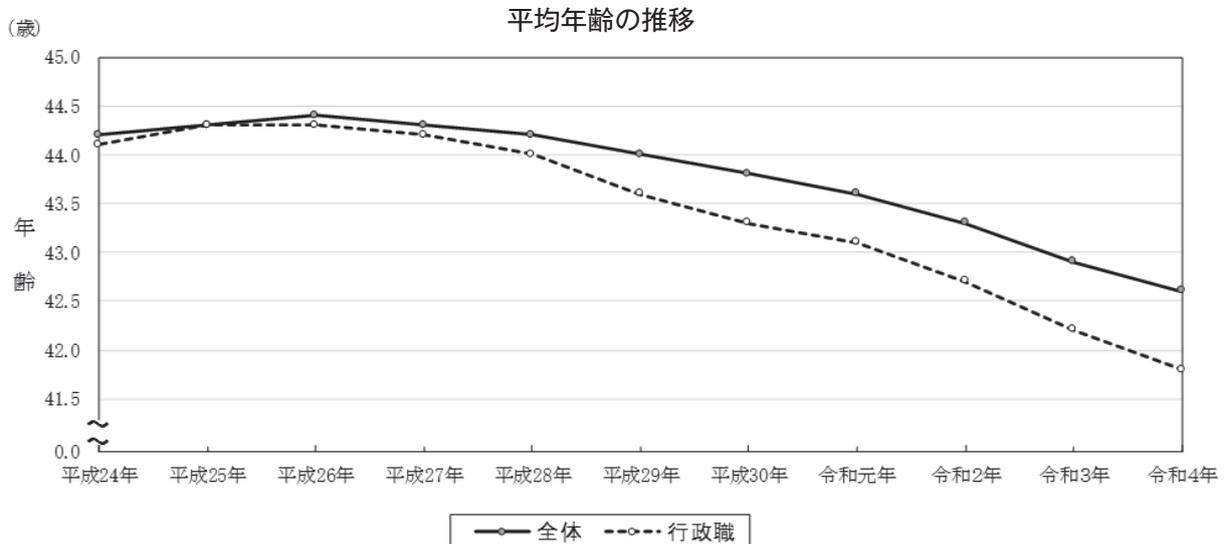
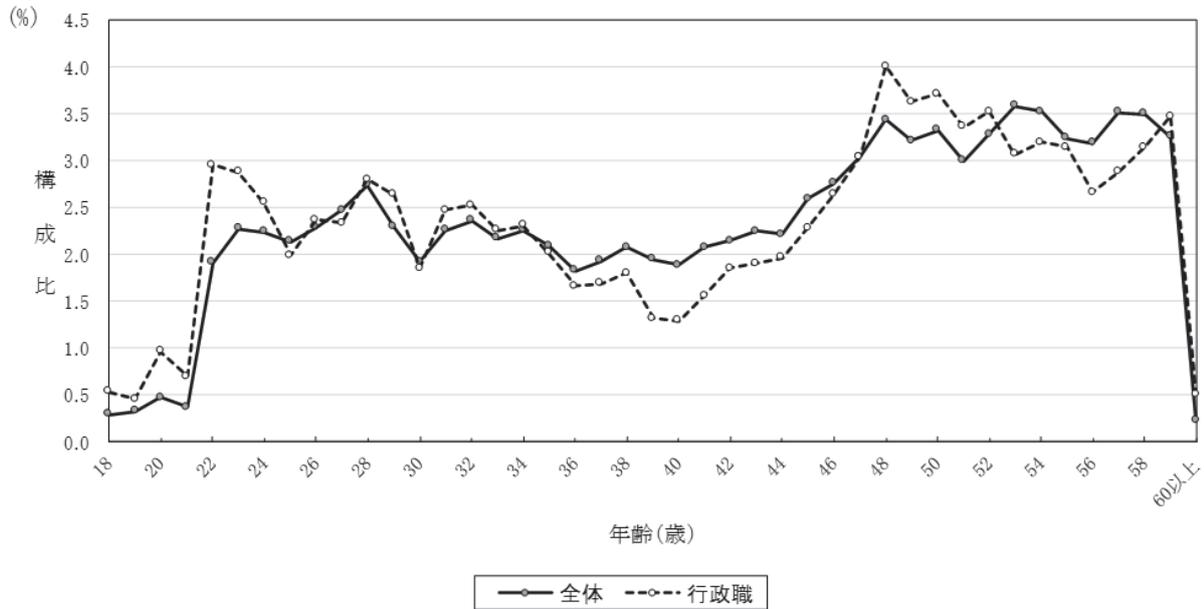
給料表別職員構成比



部局別職員構成比



年齢別人員構成比



### 職員の平均給与月額の状態

区 分 項 目	全 職 員		行政職の職員	
	令和4年	令和3年	令和4年	令和3年
給 料	円 348,472	円 350,822	円 317,040	円 320,660
管 理 職 手 当	6,458	6,526	8,856	8,860
扶 養 手 当	9,719	9,836	9,064	9,348
地 域 手 当	546	527	639	656
住 居 手 当	5,146	5,010	4,713	4,470
特 地 勤 務 手 当	4,090	3,963	2,632	2,677
そ の 他	2,800	2,800	1,542	1,749
合 計	377,231	379,484	344,486	348,420

- (注) 1 給料には、給料の調整額及び教職調整額を含む。  
 2 特地勤務手当の欄は、特地勤務手当（準ずる手当を含む。）及びへき地手当（準ずる手当を含む。）の合計額である。  
 3 その他は、単身赴任手当（基礎額）等である。

#### (イ) 民間給与等の状況について

本委員会は、職員の給与等と比較検討するため、人事院と共同で、企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所225のうちから層化無作為抽出法により抽出した124事業所を対象に「令和4年職種別民間給与実態調査」を実施した。なお、新型コロナウイルス感染症をめぐる医療現場の厳しい環境に鑑み、一昨年、昨年に引き続き、病院は調査対象から除外した。

この調査では、公務の行政職と類似すると認められる事務・技術関係職種3,629人について、本年4月分として個々の従業員に実際に支払われた給与月額及び当該従業員の役職段階、学歴、年齢等を詳細に調査するとともに、各民間企業における給与改定の状況等を調査している。また、民間事業所における昨年冬と本年夏の特別給の状況等を把握するため、昨年8月から本年7月までの直近1年間の支給実績についても調査している。

本年の調査完了率は、調査の重要性に対する民間事業所からの格段の理解と協力を得て、88.6%と非常に高いものとなっており、調査結果は広く民間事業所の給与の状況を反映したものといえる。

#### ① 本年の給与改定等の状況

##### a 初任給の状況

新規学卒者の採用を行った事業所の割合は、大学卒で56.5%（昨年51.1%）、高校卒で49.1%（同48.7%）となっている。そのうち初任給を増額した事業所の割合は、大学卒で57.3%（同39.3%）、高校卒で43.4%（同30.0%）、初任給を据え置いた事業所の割合は、大学卒で42.7%（同58.7%）、高校卒で56.6%（同68.0%）となっている。

b 給与改定の状況

一般の従業員（係員）の給与改定状況をみると、ベースアップを実施した事業所の割合は39.7%（昨年29.7%）、ベースアップを中止した事業所の割合は4.7%（同13.8%）となっている。

また、一般の従業員（係員）の定期昇給の実施状況をみると、定期昇給を実施した事業所の割合は95.4%（同92.0%）、定期昇給を中止した事業所の割合は2.3%（同2.2%）であった。昇給額については、昨年と比べて増額となっている事業所の割合が41.0%（同28.2%）、減額となっている事業所の割合が3.7%（同3.1%）となっている。

民間における給与改定の状況

（単位：％）

役職段階	ベースアップ 実施	ベースアップ 中止	ベースダウン	ベース改定 の慣行なし
係 員	39.7 (29.7)	4.7 (13.8)	0.9 (0.0)	54.7 (56.5)
課 長 級	32.9 (22.2)	8.8 (17.2)	0.0 (0.0)	58.3 (60.6)

(注) 1 ベース改定の慣行の有無が不明及びベース改定の実施が未定の事業所を除いて集計した。

2 ( ) 内の数字は、昨年の割合である。

民間における定期昇給の実施状況

（単位：％）

役職段階	定期昇給 制度あり	定期昇給実施			定期昇給 停止	定期昇給 制度なし	
		昨年に 比べ増額	昨年に 比べ減額	昨年と 変化なし			
係 員	97.7 (94.2)	95.4 (92.0)	41.0 (28.2)	3.7 (3.1)	50.7 (60.7)	2.3 (2.2)	2.3 (5.8)
課 長 級	89.4 (82.8)	87.1 (80.5)	35.6 (22.1)	3.3 (4.5)	48.2 (53.9)	2.3 (2.3)	10.6 (17.2)

(注) 1 定期昇給の有無が不明、定期昇給の実施が未定及びベース改定と定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。

2 ( ) 内の数字は、昨年の割合である。

このように、初任給の引上げやベースアップを実施した事業所の割合は昨年に比べて増加しており、業績や人材確保上の必要性等を踏まえて相応の賃金水準を確保しようとする動きが見られる。

(ウ) 物価及び生計費について

本年4月の消費者物価指数（総務省）は、昨年4月に比べ、全国で2.5%、松江市で1.9%と最近の物価の上昇は大きなものになっている。

また、勤労者世帯における消費支出（総務省「家計調査」）等を基礎として算定した

本年4月の松江市における2人世帯、3人世帯及び4人世帯の標準生計費は、それぞれ192,470円、214,430円及び236,350円となっている。

(エ) 国家公務員及び都道府県職員の給与について

先に総務省が公表した令和3年4月1日現在の都道府県ラスパイレス指数（行政職）の平均は、99.9であった。

本県のラスパイレス指数は98.5（令和2年98.5）と、国家公務員より低い水準であり、都道府県でも低い水準となっている。

都道府県のラスパイレス指数の分布状況

（令和3年4月1日現在）

指数分布区分	都道府県数
102以上	2
100以上 102未満	18
98以上 100未満	23
96以上 98未満	3
96未満	1
都道府県平均指数	99.9
島根県	98.5

備考 ラスパイレス指数：地方公共団体の一般行政職の給料額と国の行政職俸給表(-)の適用職員の俸給額とを、学歴別、経験年数別にラスパイレス方式により対比させて比較し算出したもので、国を100としたもの。

(オ) 人事院勧告の概要（省略）

(カ) 職員給与と民間給与との比較

① 月例給

職員給与と民間給与との比較は、職員と民間企業従業員の同種・同等の者同士を比較することを基本として、公務においては行政職給料表適用者、民間においては公務の行政職と類似すると認められる事務・技術関係職種の者について行っている。

また、職員と民間企業従業員では、それぞれ年齢、学歴などの人員構成が異なっており、このように異なる集団間での給与の比較を行う場合には、それぞれの集団における単純な給与の平均値を比較することは適当ではないため、主な給与決定要素である役職段階、学歴、年齢を同じくする者同士を対比させ、精密に比較（ラスパイレス方式）を行っている。

本年4月分の給与額について、職員給与と民間給与を比較すると、民間給与353,159円に対して職員給与は351,936円であり、職員給与が1,223円（0.35%）下回っている。

職員給与と民間給与との較差

民間給与 (A)	職員給与 (B)	較 差 A - B ((A - B) / B × 100)
353,159円	351,936円	1,223円 (0.35%)

注) 民間、職員ともに、本年度の新規学卒の採用者及び任期付職員は含まれていないため、職員給与の額は(ア)の表「職員の平均給与月額状況」の額とは異なっている。

② 特別給

本委員会は、民間における特別給の支給割合(月数)を算出し、これを職員の期末手当及び勤勉手当の年間の平均支給月数と比較した上で、0.05月単位で改定を行ってきている。

今年の「職種別民間給与実態調査」の結果、昨年8月から本年7月までの1年間において、民間事業所で支払われた特別給は、平均所定内給与月額の4.15月分に相当していた。これは、昨年(4.01月分)より増加しており、職員の期末・勤勉手当の年間平均支給月数(4.00月)を0.15月分上回っている。

職員の期末・勤勉手当と民間の特別給との差

民間の特別給 (A)	職員の期末・勤勉手当 (B)	差 (A - B)
4.15月分	4.00月分	0.15月分

(キ) 今年の給与改定

職員の給与決定に関する諸条件については、以上述べたとおりである。

これらの調査結果等を基に、国及び他の都道府県の動向等を踏まえ、様々な角度から慎重に検討を重ねた結果、職員の給与について所要の措置を講ずる必要があると判断し、次のとおり報告する。

① 月例給について

前記(カ)①のとおり、本年4月分の給与について、職員給与が民間給与を1,223円(0.35%)下回っている。

よって、月例給については、民間給与水準と均衡させるよう引上げ改定することが適当と判断した。

本年8月に人事院が勧告した俸給表においては、民間企業における初任給の動向等を踏まえ、人材確保の観点等から若年層について引上げ改定を行うこととされている。

民間との給与比較を行っている本県の行政職給料表については、人事院が勧告した俸給表をもとに、本県の公民較差を考慮し、若年層を中心とした引上げ改定を行うこととする。

行政職給料表以外の給料表についても、行政職給料表との均衡を考慮して、行政職給料表と同様の改定を行うものとする。ただし、医療職給料表(1)については、従来より国との均衡を重視してきたことから、人事院勧告に準じた改定を行うこととする。

なお、改定については、本年4月の職員給与と民間給与を均衡させるものであることから、同月に遡及して実施することとする。

② 期末・勤勉手当について

前記(カ)②のとおり、職員の期末・勤勉手当の年間平均支給月数(4.00月)は、民間事業所の特別給の支給割合(4.15月分)を0.15月分下回っている。

よって、職員の期末・勤勉手当については、民間の特別給の支給割合と均衡させるよう、0.15月分引き上げることが適当と判断した。

引上げに当たっては、国と同様の勤務実績に応じた給与の推進の観点から勤勉手当に配分することとし、本年度については、12月期の勤勉手当を0.15月分引き上げ、令和5年度以降においては、6月期及び12月期の勤勉手当をそれぞれ0.075月分ずつ引き上げることとする。

なお、再任用職員の勤勉手当並びに任期付研究員及び特定任期付職員の期末手当についても、同様に支給月数を引き上げることとする。

(ク) その他の課題

① 特地勤務手当について

平成29年度の見直しより6年を経過することから、特地公署等における生活環境等の実情を調査し、見直しを検討する必要がある。

② 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備について

国においては、能率的で活力があり、一人一人が躍動できる公務組織の実現に向けて様々な取組を進める中で、給与制度においても課題に対応できるようアップデートを図っていく必要があるとしている。今後、給与制度について様々な側面から一体的に取組を進めていくとしており、本県においても、その動向を注視していく必要がある。

③ テレワークに関する給与面での対応について

国においては、テレワークの実施に係る光熱・水道費等の職員の負担軽減等の観点から、テレワークを行う場合に支給する新たな手当について具体的な枠組みを検討するとしており、その動向を注視していく必要がある。

イ 人事管理に関する報告

(ア) 長時間勤務の是正

公務職場が魅力的であるためには、職員が働きやすい勤務環境を整備し、働き方改革を推進していくことが重要である。

特に職員の健康保持や人材確保の観点等から長時間勤務の是正は喫緊の課題であり、その縮減に取り組んでいく必要がある。

① 新型コロナウイルス感染症の発生に伴う業務量増加への対策

新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、知事部局では、感染症患者発生への対

応、感染症の拡大防止と医療提供体制の維持及び県内経済を守る様々な経済対策の実施など、新たな業務が生じているところである。

保健所をはじめとする関係部局・所属においては、県内への感染の広がりなどへの対策業務の増加に伴い、令和3年度は月80時間超及び月45時間超の時間外勤務を行う職員数が大幅に増加している。

この業務量の増加に対して、感染症対策室や保健所など業務が増加する所属の体制の強化、所属を越えた職員応援、任期付職員の配置、保健所業務の一部を県庁で実施するなどの取組が行われているところである。

また、職員の健康を確保するため、業務の中断・延期、中止をこれまで以上に徹底しているところである。

これらの取組をさらに進め、職員の健康を確保しつつ、県民の生命と生活を守る感染対策を着実に実施できる体制を維持する必要がある。

教育委員会では、各学校において、文部科学省が示す衛生管理マニュアル等に基づき徹底した感染症対策を行うとともに、スクールサポートスタッフ及び業務アシスタントの追加配置等の体制強化を図っているところである。

引き続き、児童生徒等の安全と教育を受ける権利が守られるよう、適切な体制を整備する必要がある。

## ② 働き方改革の一層の推進

本県では、令和元年度から、人事委員会規則により、時間外勤務命令を行うことができる上限を、原則、月45時間、年360時間以内とし、臨時的な特別の事情がある場合でも、年720時間以内、単月100時間未満、複数月平均80時間以内とした。

なお、大規模な災害への対応等公務の運営上真にやむを得ない場合には、この上限を超えることができる。

上限の時間を超えた場合には、当該時間外勤務を命ずることが公務の運営上真にやむを得なかったのか事後的に検証を行うものとしたが、緊急的な対応にあっても、職員の勤務状況や健康状態を注視し、安易な運用にならないようにすることが重要である。

この上限規制の導入に併せ、任命権者において、時間外勤務の縮減に向けた働き方改革の取組が強化され、予算編成を通じた事業のスクラップ・アンド・ビルドの徹底、業務プロセスの見直しなど、業務量の削減、効率化が推し進められている。

また、本年度、総務部に情報システム推進課を設置し、業務のデジタル化等を、働き方改革と一体的に進められている。

このような取組が進む一方、令和3年度は新型コロナウイルス感染症への対応に伴う業務量増加により、長時間の時間外勤務を行う職員が増加した。(注1)

令和4年度も新型コロナウイルス感染症の第7波による感染拡大により、人事委員会規則で定められた上限を上回る時間外勤務の発生が長期化しており、職員の健康確保が憂慮される状況が発生している。

本委員会としては、上限規制の運用状況を把握し、必要に応じて任命権者を指導するとともに、任命権者の働き方改革の取組による長時間勤務是正の進捗状況を注視していく。

(注1) 月80時間を超える時間外勤務を行った知事部局職員の延べ人数

H30年度：202人 R元年度：74人 R2年度：136人

R3年度：402人

月45時間を超える時間外勤務を行った知事部局職員の延べ人数

H30年度：2,141人 R元年度：1,916人 R2年度：2,163人

R3年度：2,933人

### ③ 教職員の負担軽減の推進

全国的に教育職員の長時間勤務の改善が課題となる中、本県の教育職員についても、教育職員の高い使命感と熱意に支えられて長時間勤務が行われていること、教育職員の多忙感・負担感が限界に達している状況にあることや、健康保持やワーク・ライフ・バランスの観点はもとより、教育をより充実させる観点からも教育職員の負担軽減とゆとりを持って児童・生徒と向き合える時間の確保を図る必要性があることが確認されている。

本委員会でも、本年8月に県立の高等学校を訪問し、教職員の時間外勤務の状況、教職員と部活動の関わり、ICTを活用した業務負担の軽減など、教職員の勤務状況についての実態把握を行い、教職員の負担を軽減し、児童・生徒と向き合える時間の確保及びワーク・ライフ・バランスの推進を図る必要性があることを確認した。

教職員の負担軽減への対策について、任命権者では、国のガイドラインを踏まえ、平成31年3月に「教職員の働き方改革プラン」を策定し、令和元年度以降3年間を重点期間として、時間外勤務時間を全学種平均で1人あたり月45時間、年360時間以内とする目標に向け、事務作業を補助するスクールサポートスタッフ（小中学校）及び業務アシスタント（高等学校）の配置、全日制普通科高等学校すべてに主幹教諭を県単独で加配する等、総合的な取組を行った。

また、平成31年2月に「部活動の在り方に関する方針」を策定し部活動指導員・地域指導者の積極的な配置、活用を推進し、教職員の部活動業務に係る負担軽減に取り組んでいる。

取組の結果、プラン策定前は月65.1時間であった1人あたりの時間外勤務時間の平均が令和3年度には月36.6時間まで減少し、月時間外勤務目標を達成した一方、年間の1人あたり時間外勤務は439.2時間で目標の達成はできなかった。(注1)

「教職員の働き方改革プラン」の重点期間における状況について、学校規模別・職種別の状況や、時間外勤務の時間数ごとの人数分布など詳細な検証を行い、更なる負担軽減を図るための対策を検討する必要がある。

また、部活動のあり方については、平成30年にスポーツ庁・文化庁が示した「部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」の改定が予定されていることから、国の

方針も踏まえつつ、本県の「部活動の在り方に関する方針」の見直しを行い、教職員の部活指導における負担軽減を図っていく必要がある。

特に、部活動の指導について、部活動指導員・地域指導者の配置は時間外勤務縮減や精神的負担軽減など、教職員の負担軽減を進めるうえで有効であることから、地域の実情を踏まえながら取り組んでいく必要がある。

教育職員の時間外勤務については、令和2年3月に「教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例」が改正され、「県立学校の教育職員の業務の量の適切な管理に関する規則」が制定された。

この規則では、教育職員の時間外在校等時間を月45時間、年360時間（特別な事由による場合でも、年720時間以内、単月100時間未満、複数月平均80時間以内）を上限として規定し、この上限時間数を超えないように、教育委員会が教育職員の業務の量の適切な管理を行うこととされている。

この教育職員の業務の量の適切な管理は、全国的に取組が必要な課題であるが、本県の教育職員についても、部活動の指導、補習授業の実施等により、多数の者が長時間の時間外勤務を行っており、県立学校の教育職員のうち令和3年度において、月80時間を超える時間外勤務をした者の割合は8.7%、月45時間を超える時間外勤務をした者の割合は27.8%に達している状況にある。（注2）

「教職員の働き方改革プラン」に掲げられた取組内容の検証を行い更なる負担軽減を図るための対策を検討するとともに、教育委員会規則に基づく教育職員の業務の量の管理を適切に行い、長時間勤務の是正をさらに図る必要がある。

（注1）「教職員の働き方改革プラン」の期間における教職員一人当たり月平均時間外勤務の状況

（単位：時間）

	平成30年度 (プラン策定前)	令和元年度	令和2年度	令和3年度
小学校	64.6	60.1 【▲4.5】	42.2 【▲17.9】	35.5 【▲6.7】 (年426.0)
中学校	75.1	68.0 【▲7.1】	48.2 【▲19.8】	40.7 【▲7.5】 (年488.4)
高等学校	75.8	66.4 【▲9.4】	49.6 【▲16.8】	44.1 【▲5.5】 (年529.2)
特別支援学校	43.5	34.5 【▲9.0】	21.5 【▲13.0】	20.0 【▲1.5】 (年240.0)
全校種平均	65.1	58.0 【▲7.1】	40.5 【▲17.5】	36.6 【▲3.9】 (年439.2)
目標値	65	55	45	45以内 (年360以内)

※【 】内は対前年比の増減

（注2）年度月80時間又は月45時間を超える時間外勤務をした教育職員の割合は、それぞれ、4月から3月までの間に月80時間又は月45時間を超える時間外勤務をした教育職員の延べ人数を、同期間における毎月の教育職員数を合計した人数で除して得た割合である。

(イ) 人材の確保及び育成

① 人材の確保

若年人口の減少や民間企業の高い採用意欲、他の自治体との競合等を背景に、近年、採用試験の受験者数が大幅に減少しており、人材の確保が困難な状況が続いている。

このため、これまでも、事務系職種に係る特別な公務員試験対策を要しない試験区分の創設、新たな経験者採用試験の実施、試験日程の追加など、受験者確保のための試験制度の見直しを行ってきた。

さらに本年度は、一部の技術系職種についても特別な公務員試験対策を要しない試験区分を創設した。

その結果、大学卒業程度試験の受験者数は昨年度と比べ約29%増加した。(注1)

今後も、試験区分ごとに検証を行い、適宜、必要に応じて試験制度の見直しを図ることとする。

また、県職員の仕事の魅力ややりがい等を掲載したWebサイトを新たに構築する等、任命権者と連携のうえ、より効果的な情報発信を積極的に行い、受験者確保に取り組んでいく。

教職員についても、近年、採用試験の受験者数の減少などにより人材の確保が困難な状況が続いている。教職員の働き方改革を進めるとともに、仕事の魅力ややりがい等をアピールし受験者確保に努めていく必要がある。

障がい者の採用については、昭和63年度から身体障がいを対象として選考試験を実施してきたが、障がい者雇用の一層の促進を図るため、一般事務については平成30年度から採用試験区分を、学校事務及び警察事務については令和2年度から受験資格を、それぞれ身体・知的・精神の3障がいに拡大し実施しているところである。

障がい者の採用にあたっては、障がいのある職員が活躍しやすい職場づくりや人事管理を進めることが必要であり、各任命権者は、令和2年に障がい者活躍推進計画を策定し、そのための取組を行っている。

引き続き、同計画に定める取組を着実に実施し、障がいのある職員が、障がい特性や個性に応じて能力を十分に発揮し、働きやすく、やりがいを感じるができる職場づくりを進める必要がある。

(注1) 4月と6月に実施した大学卒業程度採用試験一次試験受験者数の比較

R3年度：365人 R4年度：472人

② 人材の育成

新型コロナウイルス感染症への対応など、過去に経験のない新たな課題に直面するなど、複雑・高度化する行政課題に迅速かつ的確に対応し、県民の期待と信頼に応えていくためには、限られた人材を最大限に活用することが必要であり、職員一人一人の公務に対する意欲と能力を高めるための人材育成がますます重要となっている。

職員の人材育成については、人材育成基本方針などに基づき、職場研修、職場外研修、人事異動、人事評価制度、能力発揮のための環境整備などの各施策を相互に連携させ、人事管理全体を通じた総合的かつ計画的な人材育成の取組が行われている。

本庁係制の導入や定年引上げを踏まえ、職員の能力が最大限に発揮できるよう、階層別の人材育成に取り組むなど、今後も取組を一層進めていく必要がある。

(ウ) 能力・実績に基づく人事管理の推進

職員の意欲と能力を高め、組織の活性化と公務能率の向上を図るためには、職員の能力と実績を適切に把握し、人員配置や昇進管理、給与処遇に適時的確に反映していくことが必要である。

そのため、平成28年4月に施行された平成26年改正地方公務員法により、能力と実績に基づく人事管理の徹底を図るべく、人事評価制度が導入され、任命権者において、人事評価を任用、給与、分限、その他の人事管理の基礎として活用し、人事評価の結果に応じた措置を講じることが義務づけられたところである。

本委員会では、これまで各任命権者に対して、この改正法の趣旨・規定を踏まえ、公正な人事評価制度を確立し、速やかに評価結果の処遇反映を進めるよう言及してきており、令和5年度からはすべての任命権者において、勤勉手当及び昇給に活用が図られることとなっている。

職員の意欲と能力を引き出すためには、公正な人事評価制度の運用が不可欠であることから、評価を行う職員の評価・育成能力の向上に向けた研修を充実させるとともに、評価のプロセスにおいて評価職員と部下職員の円滑なコミュニケーションを適切に図っていく必要がある。

(エ) 勤務環境の整備（ワーク・ライフ・バランスの推進）

本県においては、令和2年3月に、令和6年度までを計画期間とする「すべての職員がいきいきと働き、能力を発揮できる職場づくり推進計画—島根県特定事業主行動計画—」（以下「特定事業主行動計画」という。）が策定され、「男女ともにワーク・ライフ・バランスを実現し、その能力を伸ばし発揮して、いきいきと働くことができる職場」を「目指す姿」として様々な取組が進められている。

職員が意欲を持って仕事に取り組むとともに、家庭や地域においても充実した生活を送ることができるようにするワーク・ライフ・バランスを実現することは重要な課題であり、そのための勤務環境の整備に努めなければならない。

① 女性活躍推進及び仕事と生活の両立支援

a 女性職員の能力発揮のための環境づくり

女性職員がその能力を伸ばし発揮していくためには、多様な部署への積極的な配置や、個々の持つ能力や強みを活用し、管理職へ計画的登用（注1）を進めるなど、自らが希望する働き方を選択しながら、意欲を持って働くことのできる職場環

境づくりを進めていく必要がある。

また、長期的なキャリアビジョンを意識して仕事に取り組む姿勢を身につけることができるよう、キャリア形成支援の取組を進めていく必要がある。

引き続き、特定事業主行動計画に掲げた「目指す姿」の達成に向けて、計画で示した様々な取組を一つ一つ速やかに具現化し、着実に実行していくことが必要である。

本委員会としても、女性職員がやりがいを心から感じながら活躍することができるよう、取組状況を十分注視する。

(注1) 特定事業主行動計画で定められた数値目標に対する実績

1 職員の管理職に占める女性の割合(知事部局等)(目標値15%)

R元年:11.0% R2年:12.4% R3年:13.0% R4年:14.1%

2 初等中等教育機関の教頭以上に占める女性の割合(教育委員会)(目標値15%)

R元年:11.6% R2年:13.6% R3年:14.8% R4年:16.3%

b 仕事と生活の両立支援

仕事と生活の両立支援を推進するためには、年次有給休暇等の休暇が取得しやすい職場環境づくりを進める必要があり、特定事業主行動計画において年次有給休暇の年間平均取得日数の目標を定め、取得促進に取り組んでいる。(注2)

このような取組に加えて、出産や育児など様々なライフイベントに応じた支援を充実させていくことも重要である。

本県においても、不妊治療のための休暇の新設、非常勤職員の配偶者出産休暇・育児参加休暇の新設など、休暇制度の改正が行われてきた。

また、育児休業の取得回数制限の緩和など、育児休業に関する改正についても、本年10月から取組が実施されている。

今後、女性活躍推進及び仕事と生活の両立支援をさらに進めるためには、男性職員の育児休業取得を促進していくことが重要(注3)であることから、子どもが生まれたすべての男性職員が育児に伴う休暇・休業を取得するよう、制度周知などの取組が進められており、その取組を着実に進めていく必要がある。

男性職員が育児休業を取得することは、仕事と生活の両立支援の推進が図られるだけではなく、「女性の出産による心身両面の負担軽減」や「女性が意欲を持って働くことができる環境づくりやキャリア形成」を進めるうえでも重要である。

このため、該当するすべての男性職員が育児休業を取得できるよう、育児休業中の業務分担や業務の見直しへの配慮を行うなど、育児休業を気兼ねなく取得できる職場づくりを進めていく必要がある。

(注2)(注3) 特定事業主行動計画で定められた数値目標に対する実績

1 年次有給休暇の年間平均取得日数(目標値15日)

知事部局 H30年:12.2日 R元年:12.5日 R2年:12.1日 R3年:12.4日

教育委員会 H29年:10.8日 H30年:11.1日 R元年:10.5日 R2年:9.5日

警察 H30年:11.2日 R元年:10.9日 R2年:13.3日 R3年:13.4日

2 男性職員の育児休業取得率(目標値知事部局等30%、その他13%)

知事部局等 H30年:16.7% R元年:17.1% R2年:36.0% R3年:48.1%

教育委員会・病院局 H30年:2.3% R元年:5.8% R2年:4.0% R3年:10.1%

警察 H30年:- R元年:- R2年:16.3% R3年:17.5%

3 男性の妻の出産休暇及び育児参加休暇を5日以上取得した職員の割合(県全体)  
(目標値50%)

H30年:16.0% R元年:16.8% R2年:27.4% R3年:34.0%

② 柔軟な働き方等への取組

本県では、これまでも、年次有給休暇や夏季休暇の計画的取得や連続取得を推進してきたが、令和2年4月から、年次有給休暇の取得日数の目標値が、年13日から年15日に引き上げられた。

また、より柔軟な働き方が可能となるよう、令和元年8月から導入された時差出勤勤務制度について、令和3年4月から要件がさらに緩和された。

令和2年度に実施した調査で、知事部局では約1割の職員がこの制度を利用しており、通勤時間の短縮や、自己啓発、地域活動等の時間の確保などの効果が生じている。

在宅勤務については、令和2年3月から新型コロナウイルス感染症拡大防止のための在宅勤務が実施されており、同年12月からは、育児、介護等と仕事の両立を支援するための在宅勤務の試行も開始された。

さらに、令和3年12月には在宅勤務制度をより柔軟に活用できるよう、職員の意見を踏まえ、申請手続きの見直しが行われた。

引き続き、休暇を取得しやすい職場環境づくりを進めるとともに、国や他の都道府県の動向を注視しながら、柔軟な働き方を可能とする勤務時間制度や在宅勤務制度の拡充等について、研究を行う必要がある。

③ メンタルヘルス対策

行政課題の複雑・高度化による職務の困難性の高まりやその他様々な要因により、ストレスが増大している中、職員の心身の健康の保持・増進が必要である。とりわけ、精神疾患により長期の休暇・休職をする職員が増加する状況が見受けられることから、メンタルヘルス対策は重要な課題であり、管理監督者を中心に、上司、同僚も含めた職場ぐるみで協力・助け合う職場環境づくりに努める必要がある。

任命権者は、これまでもメンタルヘルス研修の実施、相談体制の整備、療養後の職場復帰支援事業等、様々な取組を継続的に行ってきたり、労働安全衛生法の規定に

基づき、ストレスチェック制度も運用されているところである。

引き続き、メンタルヘルス対策を組織全体の重要な課題と位置付け、ストレスチェック制度の主旨を繰り返し職員に周知し、職場環境の改善やセルフケア・ラインケアによる予防と早期発見に積極的に活用するとともに、休職者の円滑な職場復帰と再発防止を図るなど、実効性のある対策を進めていく必要がある。

#### ④ ハラスメント防止対策

ハラスメントは、職員の人格や尊厳を侵害し、勤務意欲を低下させ、職場環境の悪化を招くものであり、その防止は重要な課題である。

任命権者においては、これまでもパワーハラスメントを含むハラスメントの防止に関して、「ハラスメントの防止等に関する要綱」を作成し、研修の実施、相談窓口の設置、専門相談員の配置などの取組を行ってきたが、令和2年6月1日施行の労働施策総合推進法の改正や国家公務員における人事院規則の整備状況も踏まえ、さらに苦情相談体制の充実・強化など対策の強化が図られたところである。

体制の強化に加え、引き続き、職員一人一人のハラスメント防止に関する意識をより高めるなど、ハラスメントのない職場づくりの取組を一層進める必要がある。

また、職員が安心して働ける職場環境をつくるため、行政サービスの利用者からの言動で、当該言動を受ける職員が属する部局・所属の業務の範囲や程度を明らかに超える要求については、当該部局・所属が組織として対応し、その内容に応じて、迅速かつ適切に職員の救済を図る必要がある。

#### (オ) 定年の引上げ

国家公務員の定年については、令和5年度から2年に1歳ずつ65歳まで引き上げることとされており、本県においても、地方公務員法第28条の6の規定に基づき、国家公務員の定年を基準として定年の引上げを行うため、「職員の定年等に関する条例」等、関係条例の改正が行われ、令和5年4月1日から施行されることとなった。

さらに、定年引上げに併せて、役職定年制、定年前再任用短時間勤務制、情報提供・意思確認制度並びに60歳に達した職員に係る給与制度及び退職手当制度の改正等が行われた。

今後は、当該制度を職員に周知するとともに、60歳を超える職員の配置ポストや役割など職務のあり方を検討する必要がある。検討にあたっては、鳥根県の組織全体の活性化が図られるよう、60歳以降も高い意欲と希望を持って働くことができることや、これまでの職務経験を活かして若手・中堅職員の人材育成に寄与することなどの観点を考慮していく必要がある。

また、定年引上げ期間中についても、毎年度計画的に職員を採用し、職員の年齢構成のバランスが取れたものにしていく必要がある。

## ウ 勧告実施の要請

人事委員会の勧告制度は、憲法で保障された労働基本権が地方公務員には制約されているため、その代償措置として情勢適応の原則に基づき公務員の勤務条件を社会一般の情勢に適応させることにより、公務員の適正な処遇を確保しようとするものである。

厳しい県財政の下、職員には、限られた予算と人員の中で最大限の効果を発揮できるよう、複雑・多様化する業務に対し、強い使命感を持って立ち向かっていくことが求められている。

そうした状況の下で、県民生活を守るため長期にわたる新型コロナウイルス感染症への対応を行いながら、島根創生計画が目指す「人口減少に打ち勝ち、笑顔で暮らせる島根」の実現を目指して、職員は、県民の期待と信頼に応えるべく日々職務に精励している。

給与をはじめとする職員の勤務条件は、職員の努力や成果に的確に報いるとともに、組織の活力向上等を通じて、行政の効率的、安定的な運営に寄与するものでなければならない。

県議会及び知事におかれては、この報告及び勧告に深い理解を示され、本委員会の勧告どおり実施されるよう要請する。

## (2) 勧 告

本委員会は、職員の給与等に関する報告に基づき、次の事項について改定措置を執られるよう勧告する。

ア 職員の給与に関する条例（昭和26年島根県条例第1号）、県立学校の教育職員の給与に関する条例（昭和29年島根県条例第6号）及び市町村立学校の教職員の給与等に関する条例（昭和29年島根県条例第7号）の改正

### ア) 給料表

現行の給料表を別記第1のとおり改定すること。

### イ) 勤勉手当について

#### ① 令和4年12月期の支給割合

勤勉手当の支給割合を1.025月分（特定管理職員にあっては、1.225月分）とすること。

再任用職員については、勤勉手当の支給割合を0.575月分（特定管理職員にあっては0.675月分）とすること。

#### ② 令和5年6月期以降の支給割合

6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.95月分ずつ（特定管理職員にあっては、それぞれ1.15月分ずつ）とすること。

定年前再任用短時間勤務職員については、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.525月分ずつ（特定管理職員にあってはそれぞれ0.625月分ずつ）とすること。

イ 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成15年島根県条例第7号）の改正

（ア）給料表

現行の給料表を別記第2のとおり改定すること。

（イ）期末手当について

① 令和4年12月期の支給割合

期末手当の支給割合を1.6月分とすること。

② 令和5年6月期以降の支給割合

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.55月分ずつとすること。

ウ 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年島根県条例第8号）の改正

（ア）給料表

現行の給料表を別記第3のとおり改定すること。

（イ）特定任期付職員の期末手当について

① 令和4年12月期の支給割合

期末手当の支給割合を1.6月分とすること。

② 令和5年6月期以降の支給割合

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.55月分ずつとすること。

エ 改定の実施時期

この改定は、令和4年4月1日から実施すること。ただし、アの（イ）の①、イの（イ）の①及びウの（イ）の①については令和4年12月1日から、アの（イ）の②、イの（イ）の②及びウの（イ）の②については令和5年4月1日から実施すること。

## 2 給与の支払監理の実施状況

地方公務員法第8条第1項第8号の規定に基づく、職員に対する給与の支払監理については、新型コロナウイルス感染症の対応にあたる各所属への負担を鑑み、実施を見送った。

## 3 給与関係規則等の制定及び改正の状況

令和4年度中における状況は次のとおりである。

### ○ 管理職員等の範囲を定める規則の一部改正

公布年月日	規則番号	施行年月日 (適用年月日)	改正の概要
R5.3.31	第8号	R5.4.1	・行政組織の改正等に伴う改正

### ○ 職員の給与の支給に関する規則の一部改正

公布年月日	規則番号	施行年月日 (適用年月日)	改正の概要
R4.9.30	第11号	R4.10.1	・人事院規則の一部改正に伴う改正
R4.10.11	第18号	R5.4.1	・定年引上げに伴う改正
R4.12.8	第35号	公布日 (R4.12.1)	・令和4年給与改定に伴う改正
R4.12.27	第37号	R5.4.1	・定年引上げに伴う改正
R5.3.31	第5号	R5.4.1	・行政組織の改正等に伴う改正

### ○ 専門的教育職員の給与の特例に関する規則の一部改正

公布年月日	規則番号	施行年月日 (適用年月日)	改正の概要
R4.10.11	第22号	R5.4.1	・定年引上げに伴う改正

### ○ 職員の初任給、昇格、昇級等の基準に関する規則の一部改正

公布年月日	規則番号	施行年月日 (適用年月日)	改正の概要
R4.12.27	第38号	公布日 (R4.4.1)	・令和4年給与改定に伴う改正
R5.3.31	第7号	R5.4.1	・行政組織の改正等に伴う改正

○ 級別職務分類に関する細則の一部改正

公布年月日	規則番号	施行年月日 (適用年月日)	改正の概要
R5.3.31	第1号	R5.4.1	・行政組織の改正等に伴う改正

○ 級別職務分類に関する細則の一部改正

公布年月日	規則番号	施行年月日 (適用年月日)	改正の概要
R5.3.31	第6号	R5.4.1	・行政組織の改正等に伴う改正

○ 会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当の支給に関する規則の一部改正

公布年月日	規則番号	施行年月日 (適用年月日)	改正の概要
R4.9.30	第17号	R4.10.1	・人事院規則の一部改正に伴う改正
R4.10.11	第29号	R5.4.1	・定年引上げに伴う改正
R5.3.31	第11号	R5.4.1	・期末手当の支給要件の見直し等に伴う改正

○ 県立学校の教育職員の給与に関する規則の一部改正

公布年月日	規則番号	施行年月日 (適用年月日)	改正の概要
R4.9.30	第14号	R4.10.1	・人事院規則の一部改正に伴う改正
R4.10.11	第21号	R5.4.1	・定年引上げに伴う改正
R4.12.8	第36号	公布日 (R4.12.1)	・令和4年給与改定に伴う改正
R4.12.27	第39号	公布日 (R4.4.1)	・令和4年給与改定に伴う改正 ・定年引上げに伴う改正

○ 職員の特殊勤務手当に関する規則の一部改正

公布年月日	規則番号	施行年月日 (適用年月日)	改正の概要
R4.10.11	第24号	R5.4.1	・定年引上げに伴う改正
R5.3.31	第9号	R5.4.1	・行政組織の改正等に伴う改正

○ 地方警察職員の特殊勤務手当に関する規則の一部改正

公布年月日	規則番号	施行年月日 (適用年月日)	改正の概要
R4.10.21	第34号	公布日 (R4.8.26)	・警護要則の廃止及び制定に伴う改正

○ 職員の給与に関する条例附則第12項、第14項、第16項、又は第17項の規定による給料に関する規則（新設）

公布年月日	規則番号	施行年月日 (適用年月日)	改正の概要
R4.10.11	第32号	R5.4.1	・定年引上げに伴う制定

○ 県立学校の教育職員の給与に関する条例附則第15項、第17項又は第18項の規定による給料に関する規則（新設）

公布年月日	規則番号	施行年月日 (適用年月日)	改正の概要
R4.10.11	第33号	R5.4.1	・定年引上げに伴う制定

# V 公平審査等業務

## 1 公平審査事案の処理

### (1) 不利益処分についての審査請求の審査

#### ア 県関係

令和4年度中に取り扱った事案はなかった。

#### イ 受託団体関係

令和4年度中に取り扱った事案はなかった。

### (2) 勤務条件に関する措置要求の審査

#### ア 県関係

令和4年度中に取り扱った事案はなかった。

#### イ 受託団体関係

令和4年度中に取り扱った事案はなかった。

### (3) 苦情処理に関する事項

#### ア 県関係

令和4年度中に取り扱った苦情相談は21件であった。

#### イ 受託団体関係

令和4年度中に取り扱った苦情相談は4件であった。

	区 分	県 関 係	受託団体関係	合 計
件 数	前年度からの繰越し		1	1
	新 規	21	3	24
	計	21	4	25
相 談 区 分	任 用	3	3	6
	ハラスメント	7		7
	服 務	2		2
	給 与	1		1
	休 暇	3	1	4
	人 事 評 価			
	そ の 他	5		5
計	21	4	25	
処 理 状 況	制度説明及び助言	7	2	9
	当局への伝達	13		13
	あ っ せ ん			
	そ の 他	1	2	3
	計	21	4	25
	次年度に繰越し	2		2

※これらのほか、企業職員等（人事委員会が行う苦情相談を利用できない職員）から3件の相談があった。

- (4) 公立学校の学校医、学校歯科医師及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律第5条第1項の規定に基づく公務災害補償に関する審査  
令和4年度中に取り扱った事案はなかった。

## 2 職員団体等関係事務

### (1) 職員団体の登録

#### ア 県 関 係

令和4年度末における登録職員団体の状況は、次のとおりである。

登録番号	職員団体名	登録年月日	法人格取得 申出の有無	事務所所在地	令和4年度 変更内容 (変更登録年月日)
1	島根県高等学校教職員組合	S41. 9. 20	有	松江市母衣町55-2 島根県教育会館内	役員改選 (R4. 4. 4)
2	島根県職員労働組合	S41. 9. 20	有	松江市殿町1 島根県庁内	
3	島根県教職員組合	S41. 9. 20	有	松江市母衣町55 島根県教育会館内	
7	島根県教職員協議会	S55. 3. 26	無	出雲市大津町2214 出雲市立第一中学校内	役員改選 (R4. 5. 6)
8	島根教職員組合	H2. 1. 26	有	松江市母衣町55-2 教育会館1F	規約改正 (R4. 7. 18) 規約改正 (R5. 3. 17)
9	島根県学校事務職員労働組合	H2. 5. 21	無	松江市浜乃木二丁目8番20号	役員改選 (R4. 12. 16)
56	島根県非常勤職員労働組合	R2. 7. 21	無	松江市殿町1番地	役員改選 (R4. 7. 19)

#### イ 受託団体関係

令和4年度末における登録職員団体の状況は、次のとおりである。

登録番号	職員団体名	登録年月日	法人格取得 申出の有無	事務所所在地	令和4年度 変更内容 (変更登録年月日)
16	西ノ島町職員組合	S51. 5. 20	無	隠岐郡西ノ島町浦郷534 西ノ島町役場内	役員改選 (R4. 11. 16)
18	知夫村職員組合	S52. 10. 31	無	隠岐郡知夫村1065 知夫村役場内	役員改選 (R4. 4. 15)
31	邑智郡総合事務組合 職員労働組合	H7. 12. 20	無	邑智郡川本町大字川下 3083-6 邑智郡総合事務組合内	

33	海士町職員組合	H 8 . 7 . 31	無	隠岐郡海士町大字海士1490 海士町役場内	役員改選 (R 4 . 2 . 22)
40	隠岐広域連合職員組合	H11. 11. 18	無	隠岐郡隠岐の島町城北町 355 隠岐広域連合立隠岐病院内	役員改選 (R 4 . 8 . 3 )
45	隠岐の島町職員組合	H17. 1 . 7	無	隠岐郡隠岐の島町下西78番 地 2 隠岐の島町役場内	役員改選 (R 4 . 10 . 28)
46	邑南町職員組合	H17. 2 . 22	無	邑智郡邑南町矢上6000 邑南町役場内	役員改選 (R 5 . 2 . 9 )
48	自治労飯南町職員組合	H17. 4 . 11	無	飯石郡飯南町下赤名890 飯南町役場旧赤名庁舎内	役員改選 (R 5 . 2 . 3 )
49	川本町職員組合	H17. 9 . 30	無	邑智郡川本町大字川本271- 3 川本町役場内	役員改選 (R 5 . 1 . 25)
51	自治労奥出雲町職員組 合	H17. 12. 5	無	仁多郡奥出雲町三成358- 1 奥出雲町役場仁多庁舎内	
52	美郷町職員組合	H19. 3 . 30	無	邑智郡美郷町粕淵168 美郷町役場内	役員改選 (R 4 . 12 . 5 )
53	津和野町職員組合	H24. 7 . 11	無	鹿足郡津和野町枕瀬218番地18 津和野町役場内	役員改選 (R 4 . 1 . 17)
54	吉賀町職員労働組合	H25. 9 . 11	無	鹿足郡吉賀町六日市750 吉賀町役場内	役員改選 (R 4 . 1 . 11)
55	雲南市・飯南町事務組 合職員組合	H27. 10. 2	無	雲南市加茂町三代1331- 1 雲南市・飯南町事務組合雲南 エネルギーセンター内	役員改選 (R 4 . 8 . 25)

(2) 職員団体等の規約の認証

令和4年度において、職員団体等に対する法人格の付与に関する法律第4条の規定に基づき規約の認証の申請はなかった。

なお、令和4年度末における認証状況は次のとおりである。

団 体 名	認証年月日	事務所所在地
全日本自治団体労働組合島根県本部	S54. 11. 29	松江市中原町14

(3) 管理職員等の範囲の指定

ア 県 関 係

令和4年度中における管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年島根県人事委員会規則第22号）の改正の状況は次のとおりである。

公布年月日	規則番号	施行年月日 (適用年月日)	改正の概要
R5.3.31	第8号	R5.4.1	・行政組織の改正等に伴う改正

#### イ 受託団体関係

令和4年度において、島根県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年島根県人事委員会規則第23号）の改正はなかった。

### 3 労働基準監督機関の職権行使

#### (1) 労働基準法別表第1による号別区分

労働基準法、労働安全衛生法等を適用する場合の職員の勤務条件に関する労働基準監督機関の職権は、地方公務員法第58条第5項の規程により、労働基準法別表第1の第11号、第12号及びいずれの号にも区分されない事業に従事する職員については、人事委員会またはその委任を受けた人事委員会の委員が行使することとされている。

県の行う事業が労働基準法別表第1各号に掲げる事業のうちいずれかに該当するかについては、人事委員会が労働局（船舶については運輸局）と協議して決定している。

令和4年度末における号別区分は次のとおりである。

#### ○ 事業所

号別区分	事業所名	監督機関
第1号	宍道湖流域下水道事務所	労働基準監督署
第3号	県土整備事務所（6） 県土整備事務所土木事業所（3） 県土整備事務所事業所（1） 浜田河川総合開発事務所 隠岐支庁県土整備局 浜田港湾振興センター	労働基準監督署
第4号	出雲空港管理事務所	労働基準監督署
第6号	林業課（緑化センター管理スタッフ）	労働基準監督署
第7号	畜産技術センター育種改良部	労働基準監督署
第11号	水産技術センター附属漁業無線指導所	人事委員会
第12号	原子力安全対策課原子力環境センター 自治研修所 消防学校 美術館 芸術文化センター 保健環境科学研究所 農業技術センター 中山間地域研究センター 農林大学校 農畜産課家畜病性鑑定室 病虫害防除所 畜産技術センター 水産技術センター 同内水面浅海部浅海科 同内水面科 産業技術センター 同浜田技術センター 東部高等技術校 西部高等技術校 埋蔵文化財調査センター 教育センター 同浜田教育センター 東部社会教育研修センター 西部社会教育研修センター 図書館 西部読書普及センター 青少年の家 少年自然の家 古代出雲歴史博物館 高等学校（35） 特別支援学校（12） 警察学校	人事委員会
第13号	松江市・島根県共同設置松江保健所 保健所（6） 隠岐保健所（島前地域危機管理担当・島前保健環境課） 島根あさひ社会復帰促進センター診療所 心と体の相談センター わかたけ学園 食肉衛生検査所 特別支援学校寄宿舎（8）	労働基準監督署

区分 されない 事業所	知事部局本庁 東京事務所 隠岐支庁（県土整備局、保健所を除く） 県民センター（2） 県民センター事務所（4） 公文書センター 女性相談センター 同西部分室 児童相談所（4） 農林水産振興センター（2） 農林水産振興センター事務所（4） 家畜保健衛生所（4） 大阪事務所 広島事務所 教育庁本庁 教育事務所（5） 警察本部 警察署（12） 議会事務局 人事委員会事務局 監査委員事務局 労働委員会事務局 島根海区漁業調整委員会事務局 隠岐海区漁業調整委員会事務局	人事委員会
-------------------	--	-------

○ 船 舶

号別区分	船名（総トン数、船員の労務管理をする事務所）	監督機関
第12号	島根丸（142.0トン、水産技術センター） やそしま（9.10トン、内水面浅海部浅海科） 神海丸（699.0トン、教育庁本庁（学校企画課）） あわしま（19.00トン、浜田水産高校） みこしま（19.00トン、隠岐水産高校）	人事委員会
区分 されない 事業所	せいふう（125.0トン、知事部局本庁（水産課）） うらかぜ（20.0トン、浦郷警察署）	人事委員会

【参考】労働基準法別表第1による事業

- 第1号 物の製造、改造、加工、修理、洗浄、選別、包装、装飾、仕上げ、販売のためにする仕立て、破壊若しくは解体又は材料の変造の事業（電気、ガス又は各種動力の発生、変更若しくは伝導の事業及び水道の事業を含む。）
- 第2号 鉱業、石切り業その他土石又は鉱物採取の事業
- 第3号 土木、建築その他工作物の建設、改造、保存、修理、変更、破壊、解体又はその準備の事業
- 第4号 道路、鉄道、軌道、索道、船舶又は航空機による旅客又は貨物の運送の事業
- 第5号 ドック、船舶、岸壁、波止場、停車場又は倉庫における貨物の取扱いの事業
- 第6号 土地の耕作若しくは開墾又は植物の栽植、栽培、採取若しくは伐採の事業その他農林の事業
- 第7号 動物の飼育又は水産動植物の採捕若しくは養殖の事業その他の畜産、養蚕又は水産の事業
- 第8号 物品の販売、配給、保管若しくは賃貸又は理容の事業
- 第9号 金融、保険、媒介、周旋、集金、案内又は広告の事業
- 第10号 映画の製作又は映写、演劇その他興行の事業
- 第11号 郵便、信書便又は電気通信の事業
- 第12号 教育、研究又は調査の事業
- 第13号 病者又は虚弱者の治療、看護その他保健衛生の事業
- 第14号 旅館、料理店、飲食店、接客業又は娯楽場の事業
- 第15号 焼却、清掃又はと畜場の事業

(2) ボイラー及び第一種圧力容器の検査

労働安全衛生法並びにボイラー及び圧力容器安全規則（昭和47年労働省令第33号）の規定に基づき検査を行っている。

令和4年度末におけるボイラー等の設置状況は次のとおりである。

○ ボイラーの設置状況

事業所名	種類	検査証番号	最高使用圧力	電熱面積
自治研修所	鑄鉄製前後組合せ型（温水）	第59号	30m	8.66㎡
計 1事業所	1基			

○ 第一種圧力容器の設置状況

事業所名	種類	検査証番号	最高使用圧力	内容積
隠岐水産高校	蒸煮器（円筒型）	第106号	3.0 kg/cm <sup>2</sup>	2.07m <sup>3</sup>
邇摩高校	蒸煮器（円筒型）	第76号	2.0 kg/cm <sup>2</sup>	0.56m <sup>3</sup>
農林大 学 校	蒸煮器（横置円筒型）	第86号	2.0 kg/cm <sup>2</sup>	0.64m <sup>3</sup>
出雲農林高校	蒸煮器（円筒型）	第72号	2.0 kg/cm <sup>2</sup>	0.58m <sup>3</sup>
出雲農林高校	蒸煮器（円筒型）	第105号	3.0 kg/cm <sup>2</sup>	0.64m <sup>3</sup>
松江農林高校	蒸煮器（角横型）	第102号	1.2 kg/cm <sup>2</sup>	1.65m <sup>3</sup>
松江農林高校	蒸煮器（円筒型）	第103号	3.0 kg/cm <sup>2</sup>	0.63m <sup>3</sup>
松江農林高校	蒸煮器（円筒型）	第104号	3.0 kg/cm <sup>2</sup>	0.135m <sup>3</sup>
浜田水産高校	殺菌器	第114号	0.50MPa	0.61m <sup>3</sup>
浜田水産高校	殺菌器	第115号	0.29MPa	0.28m <sup>3</sup>
益田翔陽高校	滅菌器（角型）	第98号	1.3 kg/cm <sup>2</sup>	1.548m <sup>3</sup>
矢上高校	蒸煮器（円筒型）	第101号	2.0 kg/cm <sup>2</sup>	0.24m <sup>3</sup>
産業技術センター	回転式蒸煮缶	第107号	0.098MPa	0.313m <sup>3</sup>
産業技術センター	高圧調理殺菌装置	第108号	0.59MPa	0.246m <sup>3</sup>
中山間地域研究センター	加熱器	第111号	2.45MPa	0.171m <sup>3</sup>
中山間地域研究センター	加熱器	第112号	2.94MPa	0.015m <sup>3</sup>
産業技術センター 浜田技術センター	オートクレーブ	第116号	1.96MPa	0.104m <sup>3</sup>
計 11事業所	17基			

(3) 労働基準及び労働安全衛生実態調査（事業場調査）の実施状況

労働基準法及び労働安全衛生法に規定された職員の勤務条件等に係る基準の遵守状況、職員の勤務の実態等を調査することにより、その実態を把握し、労働関係法令の適正な履行を図るとともに、この調査の過程を通して、制度の趣旨や規制の内容、事業場の長としての責

務などの周知を図り、事業場の主体的な取組を促進し、もって職員の勤務条件の改善及び職場の安全衛生の確保の推進を図ることを目的として平成26年度から、各事業場の実態調査を実施している。

令和4年度においては、人事委員会が労働基準監督権限の職権行使をする事業場のうち危険な業務又は有害な業務のある事業場の一部について実地調査を実施した。

○調査時期 令和4年12月から令和5年1月

○対象事業場 知事部局所管事業所 4事業所  
教育委員会所管事業所 6事業所

○調査事項 クレーンやボイラーの取扱等の危険な業務、有機溶剤や特定化学物質の取扱等の有害な業務について、法令に従い必要な措置を講じているか調査を実施。

#### 4 勤務時間、休暇等関係規則の改正等の状況

令和4年度中における状況は、次のとおりである。

○職員の休日及び休暇に関する規則の一部改正

公布年月日	規則番号	施行年月日 (適用年月日)	改正の概要
R4.9.30	第12号	R4.10.1	・男性職員の育児参加休暇を取得可能な期間の改正
R4.10.11	第19号	R5.4.1	・定年引上げに伴う改正
R5.3.22	第1号	R5.4.1	・子の介護休暇及び短期の介護休暇の付与単位の改正

○県立高等学校等の教育職員の休日及び休暇に関する規則の一部改正

公布年月日	規則番号	施行年月日 (適用年月日)	改正の概要
R4.9.30	第13号	R4.10.1	・男性職員の育児参加休暇を取得可能な期間の改正
R4.10.11	第20号	R5.4.1	・定年引上げに伴う改正
R5.3.22	第3号	R5.4.1	・子の介護休暇及び短期の介護休暇の付与単位の改正

○職員の育児休業等に関する規則の一部改正

公布年月日	規則番号	施行年月日 (適用年月日)	改正の概要
R4.9.30	第15号	R4.10.1	・非常勤職員の育児休業取得の柔軟化等に伴う改正

○会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正

公布年月日	規則番号	施行年月日 (適用年月日)	改正の概要
R4.9.30	第16号	R4.10.1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・男性職員の育児参加休暇を取得可能な期間の改正</li> <li>・子の看護休暇の一部有給化及び子の介護休暇・短期の介護休暇の付与単位の改正</li> </ul>
R5.3.22	第2号	R5.4.1	

○職員の勤務時間に関する規則の一部改正

公布年月日	規則番号	施行年月日 (適用年月日)	改正の概要
R4.10.11	第25号	R5.4.1	・地方公務員法改正に伴う引用条項の改正

○職員の自己啓発等休業に関する規則の一部改正

公布年月日	規則番号	施行年月日 (適用年月日)	改正の概要
R4.10.11	第28号	R5.4.1	・地方公務員法改正に伴う引用条項の改正

○職員の高齢者部分休業に関する規則の制定

公布年月日	規則番号	施行年月日 (適用年月日)	規則の概要
R4.10.11	第31号	R5.4.1	・職員の高齢者部分休業に関する条例の制定に伴う規則の制定

## (参 考)

## 1 歴代人事委員会委員と在任期間

(令和5年4月1日現在)

氏 名	委員在任期間	左のうち委員長就任期間
中 田 敏 哉	S26.6.5 ~ S27.3.31 (1期)	S26.6.5 ~ S27.3.31 (1)
新 宮 保 重	S26.6.5 ~ S28.6.4 S28.7.1 ~ S30.4.19 (2期)	S27.4.1 ~ S28.6.4 (2)
松 田 賢 吉	S26.6.5 ~ S29.6.4 S29.6.5 ~ S31.9.30 (2期)	S28.7.6 ~ S29.7.7 (3) S30.7.7 ~ S31.7.6 (5)
手 銭 白三郎	S27.4.1 ~ S30.6.4 S30.7.6 ~ S34.7.5 (2期)	S29.7.8 ~ S30.6.4 (4) S32.7.5 ~ S33.7.14 (7)
太 田 直 行	S30.5.19 ~ S32.6.30 S32.7.1 ~ S36.6.30 (2期)	S31.7.7 ~ S32.6.30 (6) S34.7.15 ~ S35.7.20 (9)
柳 幸 大 資	S31.10.1 ~ S33.6.4 S33.6.25 ~ S37.6.24 (2期)	S33.7.15 ~ S34.7.14 (8) S36.10.1 ~ S37.6.24 (11)
片 山 義 雄	S34.7.8 ~ S36.9.30 (1期)	S35.7.21 ~ S36.9.30 (10)
安 食 義 憲	S36.7.1 ~ S39.2.1 (1期)	S37.7.19 ~ S38.7.25 (12)
岩 田 維 保	S36.10.1 ~ S38.2.3 (1期)	
遠 藤 剛 一	S37.7.14 ~ S41.7.13 (1期)	S38.7.26 ~ S41.7.13 (13)
大 井 修 一	S38.2.23 ~ S38.7.7 S38.7.8 ~ S41.4.7 (2期)	
大 島 六次郎	S39.3.1 ~ S40.6.30 S40.7.1 ~ S44.6.30 (3期) S44.7.1 ~ S46.9.29	S41.9.1 ~ S44.6.30 (14) S44.7.4 ~ S46.9.29 (15)
高 橋 定 一	S41.7.1 ~ S42.7.7 S42.7.8 ~ S46.7.7 (3期) S46.7.10 ~ S50.7.9	S46.10.13 ~ S50.7.9 (16)
武 井 正 臣	S41.9.1 ~ S45.8.31 (1期)	
堀 江 珪 一	S45.10.8 ~ S49.10.7 (1期)	
山 田 政 治	S46.10.1 ~ S48.6.30 S48.7.3 ~ S52.7.2 (2期)	
三 代 良 信	S49.10.9 ~ S53.10.8 (1期)	S50.7.14 ~ S53.10.8 (17)
兼 折 博	S50.7.10 ~ S54.7.9 (1期)	S53.10.11 ~ S54.7.9 (18)
森 脇 孝	S52.7.3 ~ S56.7.2 S58.7.26 ~ S62.7.25 (3期) S62.7.26 ~ S63.5.15 (死亡)	S54.8.1 ~ S56.7.2 (19) S61.10.13 ~ S62.7.25 (24)
高 橋 正 夫	S53.10.9 ~ S57.10.8 (1期)	S56.7.3 ~ S57.10.8 (20)

氏 名	委員在任期間	左のうち委員長就任期間
北 川 泉	S54.7.26 ~ S58.7.25 (1期)	S57.10.9 ~ S58.7.25 (21)
田 江 武 彦	S56.7.3 ~ S60.7.2 S60.7.5 ~ H1.7.4 (2期)	S58.8.2 ~ S60.7.2 (22) S62.7.28 ~ S63.12.22 (25)
脇 坂 才 夫	S57.10.9 ~ S61.10.8 (1期)	S60.7.5 ~ S61.10.8 (23)
星 野 春 雄	S61.10.9 ~ H2.10.8 (1期)	S63.12.23 ~ H2.10.8 (26)
中 村 寿 夫	S63.7.15 ~ H3.7.25 H3.7.26 ~ H7.7.25 H7.7.26 ~ H11.7.25 H11.7.26 ~ H15.7.25 (8期) H15.7.26 ~ H19.7.25 H19.7.26 ~ H23.7.25 H23.7.26 ~ H27.7.25 H27.7.26 ~ R元.7.25	H2.10.8 ~ H3.7.25 (27) H3.7.29 ~ H4.2.20 (28) H6.10.31 ~ H7.10.3 (30) H10.8.4 ~ H13.3.31 (32) H14.10.25 ~ R元.7.25 (34)
丸 磐 根	H1.7.5 ~ H5.7.4 (1期)	
長谷川 博 憲	H2.10.9 ~ H6.10.8 (1期)	H4.2.21 ~ H6.10.8 (29)
竹 内 宇右衛門	H5.7.8 ~ H7.5.15 (1期) (死亡)	
大 澤 亮 三	H6.10.11 ~ H10.10.10 (1期)	H7.10.4 ~ H10.8.3 (31)
山 本 隆 志	H7.7.5 ~ H9.7.7 (2期) H9.7.8 ~ H13.7.7	
吉 岡 瑩	H10.10.11 ~ H14.10.10 (1期)	H13.4.1 ~ H14.10.10 (33)
池 淵 功 二	H13.7.8 ~ H17.7.7 (1期)	
後 藤 美 利	H14.10.11 ~ H18.10.10 (1期)	
林 興 平	H17.7.8 ~ H21.7.7 (1期)	
清 原 茂 治	H18.10.11 ~ H22.10.10 (1期)	
猪 野 郁 子	H21.7.8 ~ H25.7.7 (2期) H25.7.8 ~ H29.7.7	
永 田 伸 二	H22.10.11 ~ H26.10.10 (1期)	
本 間 恵美子	H26.10.11 ~ H30.10.10 (2期) H30.10.11 ~ R4.10.10	R元.7.26 ~ R4.10.10 (35)
長谷川 眞 二	H29.7.8 ~ R3.7.7 (1期)	
丑久保 和 彦	R元.7.26 ~ 現在	R4.10.11 ~ 現在 (36)
中 村 光 男	R3.7.8 ~ 現在	
坂 根 千 歳	R4.10.11 ~ 現在	

## 2 委員会の構成

(令和5年4月1日現在)

職	氏名	任期	
委員長	丑久保 和彦	令和元年7月26日～ 令和5年7月25日	弁護士
委員 (委員長職務代理者)	中村 光男	令和3年7月8日～ 令和7年7月7日	(元) 島根県中小企業団体 中央会専務理事
委員	坂根 千歳	令和4年10月11日～ 令和8年10月10日	(元) 県立学校長

## 3 事務局職員名簿

(令和5年4月1日現在)

職名	氏名	現所属発令年月日
事務局 長	荒木 誉史	令和4年4月1日
企画課 長	畑田 浩志	令和5年4月1日
課長補佐 (総務企画係長事務取扱)	朝倉 雅行	令和4年4月1日
主任(再任用)	森 脇 幸	令和3年4月1日
主 事	別 所 泉	令和5年4月1日
任用係 長	前田 彩子	令和5年4月1日
主 任	三宅 理恵	令和2年4月1日
主 任	今岡 優子	令和4年4月1日
主任主事	岡本 亞弓	令和3年10月1日
主事(育休代替)	岡 昭 宏	令和4年10月1日
課長補佐 (給与係長事務取扱)	小村 貴紀	令和4年4月1日
主 任	陰山 比佳梨	令和4年4月1日
主 任	増岡 由衣	令和5年4月1日
主 事	高橋 克汰	令和5年4月1日

令和4年度人事委員会年次報告書

発行日 令和5年7月

編集・発行 島根県人事委員会事務局  
松江市殿町8番地